

家事審判手続に関する中間とりまとめのためのたたき台の補足
説明

第1	総則	1
1	趣旨	1
2	目的（家事審判法第1条関係）	1
3	裁判所及び当事者の責務（新設）	1
4	最高裁判所規則（家事審判法第8条関係）	1
5	家事審判官（家事審判法第2条関係）	2
6	管轄	2
(1)	土地管轄（非訟事件手続法第2条関係）	2
ア	住所により管轄裁判所が定まる場合	2
イ	土地管轄が定まらない場合	3
(2)	優先管轄（非訟事件手続法第3条関係）	3
(3)	管轄裁判所の指定（非訟事件手続法第4条関係）	3
(4)	管轄の標準時（新設）	3
(5)	移送等	3
ア	管轄権を有しない裁判所による移送又は自庁処理（家事審判規則第4条第1項関係）	4
イ	管轄権を有する家庭裁判所による移送（家事審判規則第4条第2項）	4
ウ	移送についての裁判に対する不服申立て（家事審判規則第4条の2関係）	4
エ	移送の裁判の拘束力等（新設）	5
7	裁判所職員の除斥及び忌避（家事審判法第4条関係）	5
(1)	裁判官の除斥	5
(2)	裁判官の忌避	6
(3)	除斥又は忌避の裁判	6
(4)	簡易却下手続	6
(5)	即時抗告等	7
(6)	手続の停止	7
(7)	参与員への準用	8
(8)	家事調停委員への準用	8
(9)	裁判所書記官への準用	9
(10)	家庭裁判所調査官への準用	9
8	当事者能力及び手続行為能力	9
(1)	当事者能力	9
(2)	手続行為能力及び法定代理	9

ア	原則	9
イ	未成年者及び成年被後見人の手続行為能力	10
ウ	被保佐人、被補助人及び法定代理人の手続行為能力	10
エ	手続行為能力の特則	10
オ	外国人の手続行為能力の特則	11
(3)	手続行為能力等を欠く場合の措置等	12
(4)	特別代理人	12
(5)	法定代理権の消滅の通知	12
(6)	法人の代表者等への準用	13
9	参加（家事審判法第12条，家事審判規則第14条関係）	13
(1)	当事者参加	13
(2)	利害関係参加	13
10	脱退（新設）	13
(1)	原則	14
(2)	調停をすることができる事項についての家事事件の特則	14
11	任意代理人	14
(1)	任意代理人の資格（家事審判規則第5条関係）	14
(2)	任意代理権の範囲（新設）	15
(3)	個別代理（新設）	15
(4)	当事者による更正（新設）	16
(5)	任意代理権を欠く場合の措置等（新設）	16
(6)	任意代理権の不消滅（新設）	16
(7)	任意代理権の消滅の通知（新設）	17
(8)	補佐人（新設）	17
12	手続費用	18
(1)	手続費用の負担（非訟事件手続法第26条関係）	18
(2)	手続費用の負担の裁判（非訟事件手続法第27条関係）	19
(3)	調停が成立した場合の負担（新設）	20
(4)	費用額の確定手続（新設）	20
(5)	費用の強制執行（非訟事件手続法第31条関係）	21
(6)	調停の場合の費用額の確定手続（新設）	21
(7)	家事事件が審判及び調停によらないで完結した場合等の取扱い（新設）	21
(8)	費用額の確定処分の更正（新設）	22
(9)	費用の立替え（家事審判規則第11条関係）	22

(10) 手続上の救助（新設）	23
13 審理手続	23
(1) 本人出頭主義（家事審判規則第5条関係）	24
(2) 手続の非公開（家事審判規則第6条関係）	24
(3) 期日及び期間（非訟事件手続法第10条関係）	24
(4) 送達（新設）	25
(5) 手続の分離・併合（新設）	27
(6) 手続の中止（新設）	27
14 裁判資料	28
(1) 職権探知主義（家事審判規則第7条関係）	28
(2) 当事者の役割（新設）	28
(3) 疎明（非訟事件手続法第10条関係）	28
(4) 事実の調査	29
(5) 証拠調べ（家事審判規則第7条第6項関係）	30
15 家庭裁判所調査官	32
16 裁判所技官	32
17 子の意見表明	33
第2 家事審判に関する手続（通則）	33
1 通則	33
(1) 家事審判の対象となる事項（家事審判法第9条関係）	33
(2) 参与員	33
ア 意見聴取等（家事審判法第3条第1項関係）	33
イ 参与員による説明の聴取	34
ウ 参与員の人数等（家事審判規則第10条，第10条の2関係）	34
(3) 中断	35
(4) 〔受継〕（家事審判規則第15条関係）	35
ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合	35
イ 法令により手続を続行する資格のある者はいないが，別に申立権者がある場合	35
(5) 調書の作成等（家事審判規則第10条関係）	36
(6) 記録の閲覧等（新設）	36
ア 記録の閲覧等の要件	36
イ 即時抗告	37
(7) 検察官に対する通知（非訟事件手続法第16条関係）	38
2 家庭裁判所の手続	38

(1) 合意管轄（新設）	38
(2) 家事審判事件の申立て	39
ア 申立ての方式（家事審判規則第2条関係）	39
イ 併合申立て（新設）	40
ウ 裁判長の申立書審査権（新設）	40
エ 申立ての変更（新設）	41
(3) 裁判長の手続指揮権（新設）	41
(4) 受命裁判官（新設）	42
(5) 電話会議システム等（新設）	42
(6) 調停をすることができる事項についての家事審判事件の特則	42
ア 申立書の送付（新設）	42
イ 必要的審尋（新設）	43
ウ 審問への立会（新設）	44
エ 事実の調査の告知（新設）	44
オ 当事者照会制度	44
カ 審理の終結（新設）	45
キ 審判日（新設）	45
(7) 裁判	46
ア 審判	46
イ 審判以外の裁判	51
(8) 裁判の取消し又は変更（非訟事件手続法第19条関係）	52
ア 審判の取消し又は変更	52
イ 審判以外の裁判の取消し又は変更	52
(9) 取下げによる手続の終結	53
ア 取下げの要件	53
イ 取下げの方式	54
ウ 取下げの効果	54
3 不服申立て等（家事審判法第14条関係）	55
(1) 審判に対する不服申立て	55
ア 不服申立ての対象	55
イ 抗告審の手続	55
ウ 即時抗告	59
エ 特別抗告	59
オ 許可抗告	60
(2) 審判以外の裁判に対する不服申立て	61

ア	不服申立ての対象	61
イ	即時抗告期間	61
ウ	即時抗告に伴う執行停止	62
エ	抗告審の手續，即時抗告，特別抗告及び許可抗告の規律の準用	62
4	再審	62
(1)	審判に対する再審（新設）	62
(2)	審判以外の裁判に対する再審（新設）	64
第3	審判前の保全処分に関する手續（総則）	64
1	通則	64
(1)	担保（家事審判法第15条の3第7項関係）	64
(2)	記録の閲覧（新設）	65
2	保全処分	65
(1)	管轄及び保全処分の要件（家事審判法第15条の3第1項及び第5項関係）	65
(2)	審理手續	66
ア	申立て（家事審判規則第15条の2関係）	66
イ	裁判資料の収集（家事審判法第15条の3，家事審判規則第15条の2関係）	66
ウ	審判	67
エ	仮差押命令及び仮処分命令の特則（家事審判法第15条の3第7項関係）	68
(3)	即時抗告	69
ア	即時抗告の対象等（家事審判規則第15条の3第1項及び第2項関係）	69
イ	即時抗告に伴う執行停止（家事審判規則第15条の3第3項及び第4項関係）	69
ウ	原状回復の裁判（家事審判規則第15条の5関係）	70
3	保全処分の取消し	70
(1)	管轄及び保全処分の取消しの要件（家事審判法第15条の3第2項，家事審判規則第15条の4関係）	70
(2)	審理手續	71
ア	申立て及び裁判資料の収集	71
イ	審判	71
(3)	即時抗告	72
ア	即時抗告の対象（家事審判規則第15条の4第2項関係）	72

イ 即時抗告に伴う執行停止（家事審判規則第15条の4第2項関係）	73
ウ 原状回復の裁判（家事審判法第15条の3第7項）	73

第1 総則

1 趣旨

この要綱試案に基づく法律が家事事件(家事審判事件及び家事調停事件)に適用されることを明らかにしている。

2 目的(家事審判法第1条関係)

家事審判法第1条の規律を原則として維持しつつ、この要綱試案に基づく法律が家事事件を解決するための手続法であることを示すのにふさわしい表現にしている(労働審判法第1条、民事調停法第1条参照)。

(参照条文)

- 家事審判法第1条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ることを目的とする。
- 民事調停法第1条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする。
- 労働審判法第1条 この法律は、労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争(以下「個別労働関係民事紛争」という。)に関し、裁判所において、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が、当事者の申立てにより、事件を審理し、調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み、その解決に至らない場合には、労働審判(個別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な審判をいう。以下同じ。)を行う手続(以下「労働審判手続」という。)を設けることにより、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とする。

3 裁判所及び当事者の責務(新設)

裁判所及び当事者の責務(民事訴訟法第2条参照)について、非訟事件手続と同様、規律を置く方向でなお検討するものとするを提案している。

第10回部会では、規定を置くことに反対する意見もあったが、このような規定を置くことに賛成する意見が多数であった。

4 最高裁判所規則(家事審判法第8条関係)

家事審判法第8条の規律を維持するものとするを提案している。第8回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第8条 この法律に定めるものの外、審判又は調停に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

5 家事審判官（家事審判法第2条関係）

家事審判法第2条の規律を維持するものとすることを提案している。第8回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 家事審判法第2条 家庭裁判所において、この法律に定める事項を取り扱う裁判官は、これを家事審判官とする。

6 管轄

(1) 土地管轄（非訟事件手続法第2条関係）

ア 住所により管轄裁判所が定まる場合

非訟事件手続と同様の規律を提案している。第9回部会においては、特段の異論はなかった。なお、外国の社団又は財団の住所により定まる場合については、非訟事件手続においては、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときに日本における主たる事務所等により定まるものとしていたが、民事訴訟法第4条第5項は主たる事務所等の有無にかかわらず、日本における主たる事務所等により普通裁判籍が定まるものとしていることに倣い、修正をしている（非訟事件手続についても同様に修正する予定である。）。

（参照条文）

- 非訟事件手続法第2条 裁判所ノ土地ノ管轄カ住所ニ依リテ定マル場合ニ於テ日本ニ住所ナキトキ又ハ日本ノ住所ノ知レサルトキハ居所地ノ裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス
 - 2 居所ナキトキ又ハ居所ノ知レサルトキハ最後ノ住所地ノ裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス
 - 3 最後ノ住所ナキトキ又ハ其住所ノ知レサルトキハ財産ノ所在地又ハ最高裁判所ノ指定シタル地ノ裁判所ヲ以テ管轄裁判所トス相続開始地ノ裁判所カ管轄裁判所ナル場合ニ於テ相続カ外国ニ於テ開始シタルトキ亦同シ
- 非訟事件手続法第二条第三項の地の指定に関する規則 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二条第三項の地を東京都千代田区と指定する。
- 民事訴訟法第4条 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。
 - 2 人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により定まる。
 - 3 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人が前項の規定により普通裁判籍を有しないときは、その者の普通裁判籍は、最高裁判所規則で定める地にあるものとする。
 - 4 法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
 - 5 外国の社団又は財団の普通裁判籍は、前項の規定にかかわらず、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないと

きは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
6 国の普通裁判籍は、訴訟について国を代表する官庁の所在地により定まる。

イ 土地管轄が定まらない場合

非訟事件手続と同様の規律を提案している。第9回部会においては、特段の異論はなかった。

(2) 優先管轄（非訟事件手続法第3条関係）

非訟事件手続と同様の規律を提案している。第9回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 非訟事件手続法第3条 数個ノ管轄裁判所アル場合ニ於テハ最初事件ノ申立ヲ受ケタル裁判所其事件ヲ管轄ス但其裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ適当ト認ムル他ノ管轄裁判所ニ事件ヲ移送スルコトヲ得

(3) 管轄裁判所の指定（非訟事件手続法第4条関係）

非訟事件手続と同様の規律を提案している。第9回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 非訟事件手続法第4条 管轄裁判所ノ指定ハ数個ノ裁判所ノ土地ノ管轄ニ付キ疑アルトキ之ヲ為ス
 - 2 管轄裁判所ノ指定ハ関係アル裁判所ニ共通スル直近上級裁判所申立ニ因リ決定ヲ以テ之ヲ為ス此決定ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
- 民事訴訟法第10条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。
 - 2 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。
 - 3 前二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(4) 管轄の標準時（新設）

非訟事件手続と同様規律を置くものとするを提案している。第9回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第15条 裁判所の管轄は、訴えの提起の時を標準として定める。

(5) 移送等

ア 管轄権を有しない裁判所による移送又は自庁処理（家事審判規則第4条第1項関係）

家事審判規則第4条の規律を原則として維持しつつ、管轄裁判所において裁判を受ける権利を保障するために、当事者に管轄違いを理由とする移送申立権を認めるものとするを提案している。第9回部会においては、管轄権を有しない裁判所による管轄家庭裁判所以外の家庭裁判所への移送又は自庁処理の要件と管轄権を有する裁判所による移送の要件とを区別することに否定的な意見もあったが、管轄権を有しない裁判所が移送又は自庁処理をするのかについては、管轄権を有する裁判所が判断することよりも慎重であるべきであるから、ここでは、家事審判規則第4条第1項と第2項の規律を維持し、両者に差を設けることとしている。第15回部会では、この点について特段の異論はなかった。

そのほかの点については、第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

なお、移送等の事由として「遅滞を避けるため」などを例示することについては、第18回部会において指摘があったことを踏まえなお検討する予定である。

（参照条文）

- 家事審判規則第4条 家庭裁判所は、その管轄に属しない事件について申立を受けた場合には、これを管轄家庭裁判所に移送しなければならない。但し、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、これを他の家庭裁判所に移送し、又はみずから処理することができる。
- 2 (略)

イ 管轄権を有する家庭裁判所による移送(家事審判規則第4条第2項)

家事審判規則第4条第2項の規律を維持するものとするを提案している。第9回、第15回部会においては特段の異論はなかった（ただし、移送等の要件については、上記ア参照）。

（参照条文）

- 家事審判規則第4条 (略)
- 2 家庭裁判所は、その管轄に属する事件について申立を受けた場合においても、事件を処理するために適当であると認めるときは、これを他の家庭裁判所に移送することができる。

ウ 移送についての裁判に対する不服申立て（家事審判規則第4条の2）

関係)

原則として、家事審判規則第4条の2の規律を維持しつつ、ア①の移送の申立てを却下する裁判に対して即時抗告を認めるものとするを提案している。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第4条の2 前条の規定による移送の審判に対しては、当事者は、即時抗告をすることができる。

エ 移送の裁判の拘束力等 (新設)

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第22条と同様の規律を置くものとするを提案している。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

7 裁判所職員の除斥及び忌避 (家事審判法第4条関係)

(1) 裁判官の除斥

(民事訴訟法第23条第1項を準用する) 家事審判法第4条と同様の規律を置くものとするを提案している。第8回部会における意見を踏まえ、非訟事件手続と同様、審判を受けるべき者(審判が認容された場合において審判を受ける者(家事審判法第13条参照))と一定の関係を有すること、事件について「審問を受けた」こと等を除斥事由としている。

(参照条文)

- 家事審判法第4条 裁判所職員の除斥及び忌避に関する民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定で、裁判官に関するものは、家事審判官及び参与員に、裁判所書記官に関するものは、家庭裁判所の裁判所書記官にこれを準用する。
- 民事訴訟法第10条 民事訴訟法第二十三条から第二十五条までの規定は、参与員について準用する。
 - 2 参与員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、参与員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができない。
- 民事訴訟法第23条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。
 - 一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
 - 二 裁判官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
 - 三 裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又

- は補助監督人であるとき。
- 四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき。
- 五 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- 六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。
- 2 (略)

(2) 裁判官の忌避

(民事訴訟法第24条第1項を準用する) 家事審判法第4条と同様の規律を置くものとすることを提案している。第8回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

ただし、ここでは、部会資料8及び同14では提案をしていなかったが、非訟事件手続と同様、民事訴訟法第24条第2項を参考に、裁判官の面前において陳述をしたときには、原則としてその裁判官を忌避することができないものとすることを提案している。

(参照条文)

- 民事訴訟法第24条 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。
 - 2 当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

(3) 除斥又は忌避の裁判

(民事訴訟法第23条第2項及び第25条第1項から第3項までを準用する) 家事審判法第4条と同様の規律を置くものとすることを提案している。第8回部会、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第23条 (略)
 - 2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。
 - 第25条 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、決定で、裁判をする。
 - 2 地方裁判所における前項の裁判は、合議体とする。
 - 3 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。
- (略)

(4) 簡易却下手続

刑事訴訟法第24条を参考に、忌避について簡易却下制度を置くものとするを提案している。第8回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

ただし、部会資料8及び同14においては、忌避の申立てが手続を遅延させる目的のみでされたことの明らかな場合のみを簡易却下の事由としていたが、刑事訴訟法第24条第1項後段を参考に、ここでは、申立ての方式の違反等についても簡易却下の事由とすることを提案している（申立ての方式については、民事訴訟規則第10条と同様の規律を置くことを前提にしている。）。

(参照条文)

- 刑事訴訟法第24条 訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立ては、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前条第三項の規定を適用しない。第二十二條の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手続に違反してされた忌避の申立てを却下する場合も、同様である。
 - 2 前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。
- 民事訴訟規則第10条 裁判官に対する除斥又は忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならない。
 - 2 前項の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。
 - 3 除斥又は忌避の原因は、申立てをした日から三日以内に疎明しなければならない。法第二十四条（裁判官の忌避）第二項ただし書に規定する事実についても、同様とする。

(5) 即時抗告等

（民事訴訟法第25条第4項及び第5項を準用する）家事審判法第4条と同様の規律を置くものとするを提案している。第8回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第25条 (略)
 - 4 除斥又は忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 5 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(6) 手続の停止

（民事訴訟法第26条を準用する）家事審判法第4条と同様の規律を置くものとするを提案している。第8回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第26条 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

(7) 参与員への準用

原則として、家事審判法第4条の規律を維持しつつ、参与員の意見を聴かずに審判をすることができることを考慮して、参与員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとし、手続自体は停止しないものとするを提案している。第8回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 人事訴訟法第10条 民事訴訟法第二十三条 から第二十五条 までの規定は、参与員について準用する。
 - 2 参与員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、参与員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができない。

(8) 家事調停委員への準用

家事調停委員について、甲案は、調停の公平を確保するためには少なくとも除斥に関する規律を置くべきであるが、他方で忌避に関する規律を置くと濫用的に忌避の申立てがなされるおそれがあることを理由として、除斥に関する規律のみを置くものとするを、乙案は、調停の公平をより確保する観点から除斥だけでなく忌避に関する規律を置くものとするを、丙案は、家事調停委員に除斥又は忌避事由がある場合には、当事者において合意をしないことができるし、実際上も運用において除斥又は忌避事由がある者を関与させないことにより対応することができること等を理由に、除斥等の規律を置かないものとするを提案している。

なお、除斥又は忌避に関する規律を置く場合であっても、家事調停委員が関与せずに家事調停を行うことができること等を考慮して、家事調停委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあった事件に関与することができないものとし、手続自体は停止しないものとしている。

(9) 裁判所書記官への準用

(民事訴訟法第27条を準用する) 家事審判法第4条と同様の規律を置くものとするを提案している。第8回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 民事訴訟法第27条 この節の規定は、裁判所書記官について準用する。この場合においては、裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。

(10) 家庭裁判所調査官への準用

家庭裁判所調査官について、甲案は、審判・調停の公平を確保するためには少なくとも除斥に関する規律を置くべきであるが、他方で忌避に関する規律を置くと濫用的に忌避の申立てがなされるおそれがあることを理由として、除斥に関する規律のみを置くものとするを、乙案は、審判・調停の公平をより確保する観点から除斥だけでなく忌避に関する規律を置くものとするを、丙案は、家庭裁判所調査官に除斥又は忌避事由がある場合には、当事者において合意をしないことができるし、実際上も運用において除斥又は忌避事由がある者を関与させないことにより対応することができること等を理由に、除斥等の規律を置かないものとするを提案している。

8 当事者能力及び手続行為能力

(1) 当事者能力

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第28条及び第29条と同様の規律を置くものとするを提案している。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 民事訴訟法第28条 当事者能力、訴訟能力及び訴訟無能力者の法定代理は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令に従う。訴訟行為をするのに必要な授權についても、同様とする。

第29条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる。

(2) 手続行為能力及び法定代理

ア 原則

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第28条と同様の規律を置くものと

することを提案している。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第28条 当事者能力、訴訟能力及び訴訟無能力者の法定代理は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令に従う。訴訟行為をするのに必要な授權についても、同様とする。
第29条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる。

イ 未成年者及び成年被後見人の手続行為能力

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第31条と同様の規律を置くものとするを提案している。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第31条 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでない。

ウ 被保佐人、被補助人及び法定代理人の手続行為能力

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第32条と同様の規律を置くものとするを提案している。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第32条 被保佐人、被補助人（訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。）又は後見人その他の法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を要しない。
2 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならない。
 - 一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退
 - 二 控訴、上告又は第三百十八条第一項の申立ての取下げ
 - 三 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

エ 手続行為能力の特則

(ア) 手続行為能力

民法上、制限行為能力者であっても、その意思を尊重する観点から、意思能力を有する限り行うことができる行為に係る家事事件や意思能力を有する限り申立てをすることができる家事事件等については、制限行為能力者であっても意思能力を有する限り手続行為を行うことができるものとすることを提案している。具体的な事件については、別に定めることを前提としている。

また、制限行為能力者が手続行為を行うことができる場合について、人事訴訟法第13条第2項から第4項と同様の規律を置くものとすることを提案している。この点については、第9回、第15回、第17回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 人事訴訟法第13条 人事訴訟の訴訟手続における訴訟行為については、民法第5条第一項及び第二項、第九条、第十三条並びに第十七条並びに民事訴訟法第三十一条並びに第三十二条第一項（同法第四十条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。
- 2 訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の訴訟行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を訴訟代理人に選任することができる。
- 3 訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を訴訟代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を訴訟代理人に選任することができる。
- 4 前二項の規定により裁判長が訴訟代理人に選任した弁護士に対し当該訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

(イ) 実体法上の法定代理人の取扱い

制限行為能力者であっても意思能力を有する限り行うことができる行為に係る家事事件等については、後見人又は未成年者に対し親権を行う者が、一定の行為を除き、被後見人又は未成年者に代理することができるものとすることを提案している。この点については、第9回、第15回、第17回部会においては、特段の異論はなかった。

オ 外国人の手続行為能力の特則

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第33条と同様の規律を置くものとすることを提案している。第9回、第15回、第17回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 民事訴訟法第33条 外国人は、その本国法によれば訴訟能力を有しない場合であつても、日本法によれば訴訟能力を有すべきときは、訴訟能力者とみなす。

(3) 手続行為能力等を欠く場合の措置等

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第34条と同様の規律を置くものとするを提案している。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第34条 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならない。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時訴訟行為をさせることができる。
- 2 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠く者がした訴訟行為は、これらを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずる。
- 3 前二項の規定は、選定当事者が訴訟行為をする場合について準用する。

(4) 特別代理人

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第35条を参考に、申立て又は職権により特別代理人を選任することができるものとする等提案している。なお、現行民事訴訟法上は、特別代理人選任申立て却下決定に対して通常抗告ができると解されているが、この要綱試案に基づく法律においては、特別の定めのある場合にのみ即時抗告ができることとしているので（第2の3(2)ア(ア)）、即時抗告ができる旨の本文⑤の規律を置くこととしている。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第35条 法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、未成年者又は成年被後見人に対し訴訟行為をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、受訴裁判所の裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる。
- 2 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。
- 3 特別代理人が訴訟行為をするには、後見人と同一の授權がなければならない。

(5) 法定代理権の消滅の通知

調停をすることができる事項についての家事事件においては、他方の当事者に対して通知しなければ法定代理権の消滅の効力が生じないものとし、他方で、それ以外の家事事件においては、代理権の消滅事由が発

生すれば直ちにその効果が発生するものとするを提案している。第9回、第15回34部会においては、特段の異論はなかった。

(6) 法人の代表者等への準用

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第37条と同様の規律を置くものとするを提案している。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第37条 この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定は、法人の代表者及び法人でない社団又は財団でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人について準用する。

9 参加（家事審判法第12条、家事審判規則第14条関係）

(1) 当事者参加

非訟事件手続と同様の提案をしている。この点については、第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかったが、当事者として参加した者が権利関係の主体でなくても記録の閲覧謄写を広く認めることになるとすれば問題がある旨の意見が出された。

(参照条文)

- 家事審判法第12条 家庭裁判所は、相当と認めるときは、審判の結果について利害関係を有する者を審判手続に参加させることができる。

(2) 利害関係参加

非訟事件手続と同様、利害関係人のうち審判について最も利害を有する審判を受けるべき者は、当然に非訟事件の手続に参加することができるが、他方で、その余の者は裁判所の許可を受けて初めて参加することができるものとするを提案し、さらに、利害関係人のうち裁判について最も利害を有する裁判を受けるべき者については、参加の申出を却下した裁判に対しては即時抗告をすることができるものとするを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第14条 審判の結果について利害関係を有する者は、家庭裁判所の許可を受けて、審判手続に参加することができる。

10 脱退（新設）

(1) 原則

非訟事件手続と同様、脱退制度を置くことについては、第9回、第15回部会において、特段の異論はなかった。

(2) 調停をすることができる事項についての家事事件の特則

甲案は、だれが当事者適格を有するのかは裁判所が職権で判断すべき事項であることを考慮すると、裁判所の許可に加えて他方の当事者の同意を脱退の効力を発生させるべきではないことを理由に、特段の特則を置かないものとするを提案するものであり、第9回部会においては、同案を支持する意見が出された。

他方で、乙案は、だれが当事者であるべきであるのかについては、当事者が最も利害を有することを理由に、調停をすることができる事項についての家事事件については、裁判所の許可に加えて他方の当事者の同意を脱退の効力発生要件とすべきとするを提案するものである。

なお、第15回部会においては、一方の当事者が脱退を申し出たが、他方の当事者が同意しないために脱退が認められなかった場合には、脱退を申し出た当事者がその後家事調停手続に出席して調停が成立するということは考えられないから、少なくとも家事調停事件においては他方の当事者の同意を効力発生要件とする必要がないとの意見も出された。

(参照条文)

- 民事訴訟法第48条 前条第一項の規定により自己の権利を主張するため訴訟に参加した者がある場合には、参加前の原告又は被告は、相手方の承諾を得て訴訟から脱退することができる。この場合において、判決は、脱退した当事者に対してもその効力を有する。

11 任意代理人

(前注) ここでは、民事訴訟法における「訴訟代理人」に対応するものとして、「任意代理人」との用語を用いている。

(1) 任意代理人の資格（家事審判規則第5条関係）

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第54条を参考に、弁護士代理の原則としつつ、家庭裁判所の許可により弁護士以外の者も任意代理人とすることができるものとする等を提案している。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第5条 事件の関係人は、自身出頭しなければならない。但し、

- やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させ、又は補佐人とともに出頭することができる。
- 2 弁護士でない者が前項の代理人又は補佐人となるには、家庭裁判所の許可を受けなければならない。
- 3 家庭裁判所は、何時でも、前項の許可を取り消すことができる。
- 民事訴訟法第54条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。
- 2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

(2) 任意代理権の範囲（新設）

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第55条と同様の規律を置くものとするを提案している。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。ただし、部会資料8においては強制執行を除外していたが、第9回部会において強制執行を除外すべきでないとの指摘がされたことから、修正をしている（第15回部会においては、修正を行うことに特段の異論はなかった。）。

なお、本文②については、家事事件手続において予定されている行為（例えば、合意に代わる審判又は調停に代わる審判など）に応じて、民事訴訟法第55条の規律に修正を施している。

（参照条文）

- 民事訴訟法第55条 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する訴訟行為をし、かつ、弁済を受領することができる。
- 2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。
- 一 反訴の提起
- 二 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退
- 三 控訴、上告若しくは第三百十八条第一項の申立て又はこれらの取下げ
- 四 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意
- 五 代理人の選任
- 3 訴訟代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない訴訟代理人については、この限りでない。
- 4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

(3) 個別代理（新設）

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第56条と同様の規律を置くものとする

ることを提案している。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第56条 訴訟代理人が数人あるときは、各自当事者を代理する。
2 当事者が前項の規定と異なる定めをしても、その効力を生じない。

(4) 当事者による更正（新設）

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第57条と同様の規律を置くものとするを提案している。部会資料8においては、規律を置かないことを前提としていたが、第9回部会においては、同様の規律を置くものとすることに賛同する意見が多数であった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第57条 訴訟代理人の事実に関する陳述は、当事者が直ちに取消し、又は更正したときは、その効力を生じない。

(5) 任意代理権を欠く場合の措置等（新設）

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第59条、第34条第1項及び第2項と同様の規律を置くものとするを提案している。第9回、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第34条 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならない。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時訴訟行為をさせることができる。
2 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠く者がした訴訟行為は、これらを有するに至った当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼってその効力を生ずる。
3 (略)
第59条 第三十四条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定は、訴訟代理について準用する。

(6) 任意代理権の不消滅（新設）

非訟事件手続と同様、民事訴訟法第58条と同様の規律を置くものとするを提案している。第9回部会においては、表現振り等については異論が出されたが、規律の内容自体には異論がなく、第15回部会においては、特段の異論はなかった。

なお、第15回部会において、遺産分割事件において当該相続人が破産

したときには、破産管財人を当事者とすべきとの指摘があった。このような指摘等を踏まえ、家事事件においても民事訴訟における訴訟担当と同様の地位を有する者がいるのか、いる場合に一定の手当てを施すべきか等を更に検討する必要があると考えられるため、本文②については亀甲括弧を付し提案をしている。

(参照条文)

- 民事訴訟法第58条 訴訟代理権は、次に掲げる事由によっては、消滅しない。
 - 一 当事者の死亡又は訴訟能力の喪失
 - 二 当事者である法人の合併による消滅
 - 三 当事者である受託者の信託に関する任務の終了
 - 四 法定代理人の死亡、訴訟能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更
- 2 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために訴訟の当事者となるものの訴訟代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によっては、消滅しない。
- 3 前項の規定は、選定当事者が死亡その他の事由により資格を喪失した場合について準用する。

(7) 任意代理権の消滅の通知（新設）

非訟事件手続と同様、任意代理権の消滅の通知について提案している。

第9回部会においては、調停をすることができる事項か否かのみを基準とすることに対して疑義が出されたが、この点については、手続保障等の観点から、調停をすることができる事項の家事審判事件ではないが、調停をすることができる事項の家事審判事件に適用される規律を適用する事件を設けるかどうかを検討する際に併せて検討することとされた。

第15回部会においては、提案している規律について、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第36条 法定代理権の消滅は、本人又は代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。
(略)
- 第59条 第三十四条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定は、訴訟代理について準用する。
- 民事訴訟規則第23条 (略)
 - 3 訴訟代理人の権限の消滅の通知をした者は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならない。

(8) 補佐人（新設）

民事訴訟法第60条と同様の規律を置くものとするを提案している。第10回部会においては、補佐人制度を置くものとするについて

は特段の異論はなかった。また、同部会における意見を踏まえて、本文③で補佐人の陳述に関する規律を置くこととした。

(参照条文)

- 民事訴訟法第60条 当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
 - 2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。
 - 3 補佐人の陳述は、当事者又は訴訟代理人が直ちに取り消し、又は更正しないときは、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとみなす。

12 手続費用

(1) 手続費用の負担（非訟事件手続法第26条関係）

手続費用の負担の原則を定める規律を置くこととするもので、内容については部会資料10から実質的な変更はなく、第13回部会においても基本的な方向性に特段の異論はなかった。

なお、本文①では、手続費用が、家事審判手続の費用（審判費用）と家事調停手続の費用（調停費用）とを含む概念であることを明確にしている。また、本文②は、第13回部会において、異なる定めにより手続費用を負担させることができる者の範囲について、何らかの限定をして規定するのが適当であり、非訟事件手続法第28条も「関係人」との文言を用いて一定の範囲を画しているとの指摘があったことを踏まえ、家庭裁判所は、手続費用を負担すべき者以外の当事者、参加人又は利害関係人に負担させることができるものとしている。

(参照条文)

- 家事審判法第7条 特別の定めがある場合を除いて、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条の規定は、この限りでない。
- 非訟事件手続法第26条 裁判前ノ手続及ヒ裁判ノ告知ノ費用ハ特ニ其負担者ヲ定メタル場合ヲ除ク外事件ノ申立人ノ負担トス但檢察官又ハ法務大臣カ申立ヲ為シタル場合ニ於テハ国库ノ負担トス
第28条 裁判所ハ特別ノ事情アルトキハ本法其他ノ法令ノ規定ニ依リテ費用ヲ負担スヘキ者ニ非サル関係人ニ費用ノ全部又ハ一部ノ負担ヲ命スルコトヲ得
第29条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第六十五条ノ規定ハ共同ニテ費用ヲ負担スヘキ者数人アル場合ニ之ヲ準用ス
- 民事訴訟法第65条 共同訴訟人は、等しい割合で訴訟費用を負担する。ただし、裁判所は、事情により、共同訴訟人に連帯して訴訟費用を負担させ、又は他の方法により負担させることができる。
 - 2 裁判所は、前項の規定にかかわらず、権利の伸張又は防御に必要でない行為をした当事者に、その行為によって生じた訴訟費用を負担させることができる。
- 人事訴訟法第16条 檢察官を当事者とする人事訴訟において、民事訴訟法第六十一条から第六十六条までの規定によれば檢察官が負担すべき訴訟費用は、

国庫の負担とする。

2 (略)

(2) 手続費用の負担の裁判（非訟事件手続法第27条関係）

手続費用の負担の裁判についてのものである。

ア 甲案及び乙案の各本文①について

甲案の本文①は、費用負担を(1)の原則どおりとする場合でもその旨の裁判をするというもの、乙案の本文①は、原則どおりとする場合には費用の負担の裁判を要しないとするものである。

非訟事件手続に関する第7回部会では、殊更に民事訴訟と別にする理由はなく、明示するのが当事者にとって明快であり、その手間も大したものではないこと等を理由に甲案を支持する意見が多数であったが、原則どおりであれば、費用償還の問題が生じないので、そのような場合に費用負担の裁判をすることに意味はないこと、原則どおりのときには主文に費用負担の裁判を掲げなくとも負担者は明確であること等を理由に、乙案を支持する意見もあった。また、第13回部会においても、金銭負担を命ずる以上、法に費用負担の原則が定められていても、例外についてかなり広範な裁量が認められていることを考えれば、原則どおりに負担を命ずる場合でもその旨の裁判を明示すべきであるとの意見が出された。なお、調停手続を経ている場合には（審判において調停に付された場合も含む。）、事件を完結させる審判において、調停手続の費用も含めて費用負担の裁判をすべきであると考えられるため、各本文①において、この点を明確にしている。

イ 甲案及び乙案の各本文②について

各本文②は、上級の裁判所による手続費用の負担の裁判についてのものである。部会資料10では、乙案の本文②のみ掲げ、これに対して第13回部会でも特に意見はなかったが、第一審の裁判所による手続費用の負担の裁判について、上記アのとおり甲案及び乙案の二案を提案をしていることから、上級の裁判所による手続費用の負担の裁判についても同様の提案をするものである。

(参照条文)

- 家事審判法第7条 特別の定めがある場合を除いて、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条の規定は、この限りでない。
- 非訟事件手続法第27条 裁判所ハ前条ノ費用ニ付キ裁判ヲ為スコトヲ必要ト認ムルトキハ其額ヲ確定シテ事件ノ裁判ト共ニ之ヲ為スヘシ
- 第31条 費用ノ債権者ハ費用ノ裁判ニ基キテ強制執行ヲ為スコトヲ得

- 2 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）其他強制執行ノ手續ニ関スル法令ノ規定ハ前項ノ強制執行ニ之ヲ準用ス但執行ヲ為ス前裁判ヲ送達スルコトヲ要セス
- 3 費用ノ裁判ニ対スル抗告アリタルトキハ民事訴訟法第三百三十四条第二項ノ規定ヲ準用ス
- 民事訴訟法第67条 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。
- 2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

(3) 調停が成立した場合の負担（新設）

裁判によらない手続の終結のうち調停が成立した場合の手続費用の負担について、提案するものである。

本文①は、調停条項に手続費用について特別の定めをしなかった場合（審判を経ている場合には、審判手続の費用も含めて調停条項において定めることを前提としている。）は、民事訴訟法第68条に倣い、その費用は原則どおり各自負担とするものとするを提案している。この点については、第17回部会において、特段の異論はなかった。

なお、本文②は、訴訟において調停に付された家事調停事件について調停が成立した場合に、当該訴訟に係る費用の負担について特別の定めをしなかったときの規律につき、訴訟費用の負担に関する規律をこの要綱試案に基づく法律に定めることの可否を含めて検討することを提案している。

（参照条文）

- 民事訴訟法第68条 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担について特別の定めをしなかったときは、その費用は、各自が負担する。

(4) 費用額の確定手続（新設）

費用額の確定手続について、民事訴訟法第71条の規定を踏まえて提案するものである。部会資料10から実質的な変更はなく、第13回部会において、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 民事訴訟法第71条 訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定める。
- 2 前項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額につ

いて相殺があったものとみなす。

- 3 第一項の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- 4 前項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。
- 5 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。
- 6 裁判所は、第一項の規定による額を定める処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、訴訟費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。
- 7 第四項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(5) 費用の強制執行（非訟事件手続法第31条関係）

部会資料10から変更はなく、第13回部会においても特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 家事審判法第7条 特別の定めがある場合を除いて、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条の規定は、この限りでない。
- 非訟事件手続法第31条 費用ノ債権者ハ費用ノ裁判ニ基キテ強制執行ヲ為スコトヲ得

(6) 調停の場合の費用額の確定手続（新設）

調停の場合の費用額の確定手続について、民事訴訟法第72条の規定を踏まえて提案するものである。部会資料10から実質的な変更はなく、第13回部会においても特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 家事審判法第7条 特別の定めがある場合を除いて、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条の規定は、この限りでない。
- 非訟事件手続法第27条 裁判所ハ前条ノ費用ニ付キ裁判ヲ為スコトヲ必要ト認ムルトキハ其額ヲ確定シテ事件ノ裁判ト共ニ之ヲ為スヘシ
- 民事訴訟法第72条 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その額を定めなかったときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所（第二百七十五条の和解にあつては、和解が成立した裁判所）の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。

(7) 家事事件が審判及び調停によらないで完結した場合等の取扱い（新設）

家事事件が審判、調停によらないで完結した場合等の取扱いについて提案するものである。

甲案及び乙案は、(2)の甲案及び乙案にそれぞれ対応するものである。

乙案の本文①について、非訟事件手続に関する規律と同様に、申立てによってのみ負担の裁判をするものとする規律としたほかは、民事訴訟法第73条を踏まえて形式的な修正をしたものである。

(参照条文)

- 民事訴訟法第73条 訴訟が裁判及び和解によらないで完結したときは、申立てにより、第一審裁判所は決定で訴訟費用の負担を命じ、その裁判所の裁判所書記官はその決定が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならない。補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げがあった場合も、同様とする。
- 2 第六十一条から第六十六条まで及び第七十一条第七項の規定は前項の申立てについての決定について、同条第二項及び第三項の規定は前項の申立てに関する裁判所書記官の処分について、同条第四項から第七項までの規定はその処分に対する異議の申立てについて準用する。

(8) 費用額の確定処分の更正（新設）

費用額の確定処分の更正について、民事訴訟法第74条の規定を踏まえて提案するものである。部会資料10から実質的な変更はなく、第13回部会においても特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第74条 第七十一条第一項、第七十二条又は前条第一項の規定による額を定める処分に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその処分を更正することができる。
- 2 第七十一条第三項から第五項まで及び第七項の規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。
- 3 第一項に規定する額を定める処分に対し適法な異議の申立てがあったときは、前項の異議の申立ては、することができない。

(9) 費用の立替え（家事審判規則第11条関係）

費用の立替えについて、費用の予納を原則としつつ、家事審判の後見的、公益的な役割を考慮し、裁判所が必要と認める資料を得るために、職権によって行うか申立てによって行うかを区別することなく、その費用を国庫において立て替えることができるものとすることを提案している。部会資料10から変更はなく、第13回部会においても特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第11条 事実の調査、証拠調、呼出、告知その他必要な処分の費用は、国庫においてこれを立て替える。但し、家庭裁判所は、費用を要する行為につき当事者にその費用を予納させることができる。
- (略)

(10) 手続上の救助（新設）

家事事件手続に救助の規定を置くこと及び濫申立て防止の要件を付加することにつき、部会資料10から基本的な変更はないが、民事訴訟法第82条第1項ただし書による要件の内容を踏まえて、濫申立て防止の要件について、家事事件の申立てその他救助を求める手続行為が誠実にされなかった場合に却下することができるものとするを提案している。なお、第13回部会では、家事事件手続に救助の規律を置くことにつき、運用上直ちに不都合が生じるわけではないものの、このような規律を置くことにつき實際上どれだけの意義があるか疑問である旨の意見があった。

また、本文イの救助についてのその他の規律のうち、民事訴訟法第83条第1項第3号と同様の規律を家事事件手続の総則に置くかどうかについては、なお、必要性を検討することとする。

（参照条文）

- 民事訴訟法第82条 訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる。ただし、勝訴の見込みがないとはいえないときに限る。
- 2 訴訟上の救助の決定は、審級ごとにする。
- 第83条 訴訟上の救助の決定は、その定めるところに従い、訴訟及び強制執行について、次に掲げる効力を有する。
 - 一 裁判費用並びに執行官の手数料及びその職務の執行に要する費用の支払の猶予
 - 二 裁判所において付添いを命じた弁護士の報酬及び費用の支払の猶予
 - 三 訴訟費用の担保の免除
- 2 訴訟上の救助の決定は、これを受けた者のためにのみその効力を有する。
- 3 裁判所は、訴訟の承継人に対し、決定で、猶予した費用の支払を命ずる。
- 第84条 訴訟上の救助の決定を受けた者が第八十二条第一項本文に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助の決定を取り消し、猶予した費用の支払を命ずることができる。
- 第85条 訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接に取り立てることができる。この場合において、弁護士又は執行官は、報酬又は手数料及び費用について、訴訟上の救助の決定を受けた者に代わり、第七十一条第一項、第七十二条又は第七十三条第一項の申立て及び強制執行をすることができる。
- 第86条 この節に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

13 審理手続

(1) 本人出頭主義（家事審判規則第5条関係）

補佐人に関する規律を第1の11(8)に記載することとしたほかは、部

会資料9から変更はない。

(参照条文)

- 家事審判規則第5条 事件の関係人は、自身出頭しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させ、又は補佐人とともに出頭することができる。
 - 2 弁護士でない者が前項の代理人又は補佐人となるには、家庭裁判所の許可を受けなければならない。
 - 3 家庭裁判所は、何時でも、前項の許可を取り消すことができる。

(2) 手続の非公開（家事審判規則第6条関係）

家事審判規則第6条の規律を維持するものとするを提案している。第10回部会においては、手続を非公開とする規律を維持することに、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第6条 家庭裁判所の審判及び調停の手続は、これを公開しない。ただし、家庭裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(3) 期日及び期間（非訟事件手続法第10条関係）

民事訴訟法第93条から第97条までと同様の規律（ただし、同法第93条第1項の申立てに係る部分、第3項ただし書及び第4項の部分を除く。）を置くものとするを提案している。第10回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第93条 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。
 - 2 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。
 - 3 口頭弁論及び弁論準備手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り許す。ただし、最初の期日の変更は、当事者の合意がある場合にも許す。
 - 4 前項の規定にかかわらず、弁論準備手続を経た口頭弁論の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。
- 第94条 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
 - 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
- 第95条 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従う。
 - 2 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始める。
 - 3 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九

日から十二月三十一日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

第96条 裁判所は、法定の期間又はその定めた期間を伸長し、又は短縮することができる。ただし、不変期間については、この限りでない。

2 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができる。

第97条 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、二月とする。

2 前項の期間については、前条第一項本文の規定は、適用しない。

(4) 送達（新設）

送達について提案している。第10回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

○ 民事訴訟法第98条 送達は、特別の定めがある場合を除き、職権とする。

2 送達に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

第99条 送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によってする。

2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達をする者とする。

第100条 裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対しては、自ら送達をすることができる。

第101条 送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

第102条 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。

2 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。

3 刑事施設に収容されている者に対する送達は、刑事施設の長にする。

第103条 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この節において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

第104条 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

2 前項前段の規定による届出があつた場合には、送達は、前条の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。

3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一 前条の規定による送達 その送達をした場所

二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所（郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む。第百六条第一項後段において同じ。）においてするも

- の及び同項後段の規定による送達 その送達において送達をすべき場所とされていた場所
- 三 第七十七条第一項第一号の規定による送達 その送達においてあて先とした場所
- 第105条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する送達は、その者に出会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかな者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。
- 第106条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であって、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所において書類を交付すべきときも、同様とする。
- 2 就業場所（百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に出会わない場合において、百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であって、書類の受領について相当のわきまえのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。
- 3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。
- 第107条 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所にあてて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの（次項及び第三項において「書留郵便等」という。）に付して発送することができる。
- 一 百三条の規定による送達をすべき場合 同条第一項に定める場所
- 二 百四条第二項の規定による送達をすべき場合 同項の場所
- 三 百四条第三項の規定による送達をすべき場合 同項の場所（その場所が就業場所である場合にあつては、訴訟記録に表れたその者の住所等）
- 2 前項第二号又は第三号の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その後送達すべき書類は、同項第二号又は第三号に定める場所にあてて、書留郵便等に付して発送することができる。
- 3 前二項の規定により書類を書留郵便等に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があったものとみなす。
- 第108条 外国においてすべき送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に囑託してする。
- 第109条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。
- 第110条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、申立てにより、公示送達をすることができる。
- 一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 二 第七十七条第一項の規定により送達をすることができない場合
- 三 外国においてすべき送達について、百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
- 四 百八条の規定により外国の管轄官庁に囑託を發した後六月を経過し

てもその送達を証する書面の送付がない場合

2 前項の場合において、裁判所は、訴訟の遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てがないときであっても、裁判所書記官に公示送達をすべきことを命ずることができる。

3 同一の当事者に対する二回目以降の公示送達は、職権とする。ただし、第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

第111条 公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第112条 公示送達は、前条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。ただし、第百十条第三項の公示送達は、掲示を始めた日の翌日にその効力を生ずる。

2 外国においてすべき送達についてした公示送達にあっては、前項の期間は、六週間とする。

3 前二項の期間は、短縮することができない。

第113条 訴訟の当事者が相手方の所在を知ることができない場合において、相手方に対する公示送達された書類に、その相手方に対しその訴訟の目的である請求又は防御の方法に関する意思表示をする旨の記載があるときは、その意思表示は、第百十一条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。この場合においては、民法第九十八条第三項ただし書の規定を準用する。

(5) 手続の分離・併合（新設）

手続の分離・併合について提案している。第11回部会においては、分離・併合自体について特段の異論はなかった。なお、手続を併合した際に、その前に尋問をした証人について尋問の機会を保障することについては、引き続き検討を行う予定である。

(参照条文)

- 民事訴訟法第152条 裁判所は、口頭弁論の制限、分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。
 - 2 裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

(6) 手続の中止（新設）

民事訴訟法第130条から第132条までと同様の規律（ただし、同法第132条第1項の部分を除く。）を置くものとすることを提案している。第10回部会においては、この点について特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第130条 天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。
 - 第131条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。
 - 2 裁判所は、前項の決定を取り消すことができる。
 - 第132条 判決の言渡しは、訴訟手続の中断中であっても、することができる。

2 訴訟手続の中断又は中止があったときは、期間は、進行を停止する。この場合においては、訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。

14 裁判資料

(1) 職権探知主義（家事審判規則第7条関係）

当事者に証拠調べにつき申出権を認めることを提案しており、部会資料9から変更はない。

（参照条文）

- 家事審判規則第7条 家庭裁判所は、職権で、事実の調査及び必要があると認める証拠調べをしなければならない。
2～6 （略）
第137条の2 調停委員会を組織する家事審判官は、調停委員会の決議により、事実の調査及び証拠調べをすることができる。
2～4 （略）
- 非訟事件手続法第11条 裁判所ハ職権ヲ以テ事実ノ探知及ヒ必要ト認ムル証拠調ヲ為スヘシ
- 人事訴訟法第20条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者が主張しない事実をしん酌し、かつ、職権で証拠調べをすることができる。この場合においては、裁判所は、その事実及び証拠調べの結果について当事者の意見を聴かななければならない。
- 行政事件訴訟法第24条 裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見をきかななければならない。
- 借地借家法第46条 裁判所は、職権で事実の探知をし、かつ、職権で又は申出により必要と認める証拠調べをしなければならない。
2 （略）
- 労働審判法第17条 労働審判委員会は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをすることができる。
2 （略）
- 民事調停規則第12条 調停委員会は、職権で、事実の調査及び必要であると認める証拠調べをすることができる。
2～5 （略）

(2) 当事者の役割（新設）

第6回、第11回及び第16回部会においては、裁判所の職権探知（14(1)参照）の限界という観点からこの旨の規律を置くべきであるとの意見が多かったため、その方向で検討する（ただし、そこでの議論を踏まえて、部会資料9から表現に修正を加えている）ことを提案している。

(3) 疎明（非訟事件手続法第10条関係）

民事訴訟法第188条と同様の規律を置くものとするを提案しており、部会資料9から変更はない。第11回部会においても、特段の異論は

なかった。

(参照条文)

- 非訟事件手続法第10条 民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中期日、期間、疎明ノ方法、人証及ビ鑑定ニ関スル規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス
- 民事訴訟法第188条 疎明は、即時に取り調べる事ができる証拠によつてしなければならない。

(4) 事実の調査

家事審判規則第7条の3、第7条の2、第7条の6、第7条第2項・第3項及び第5項（証拠調べの嘱託部分を除く。）並びに第8条の規律及びその解釈を維持するものとするを提案しており、部会資料9から変更はない。

(参照条文)

- 家事審判規則第7条の3 事実の調査は、必要に応じ、事件の関係人の性格、経歴、生活状況、財産状態及び家庭その他の環境等について、医学、心理学、社会学、経済学その他の専門的知識を活用して行うように努めなければならない。
- 第7条の2 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。
 - 2 急迫の事情があるときは、裁判長が、前項に規定する事実の調査をさせることができる。
 - 3 家庭裁判所調査官は、調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。
 - 4 前項の規定による報告には、意見をつけることができる。
- 第7条の6 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師たる裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができる。
 - 2 第七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の診断について準用する。
- 第7条 (略)
 - 2 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査又は証拠調べを嘱託することができる。
 - 3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、合議体の構成員に命じて事実の調査をさせることができる。
 - 4 (略)
 - 5 合議体の構成員が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その家事審判官が行う。
 - 6 (略)
- 第8条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。
- 民事訴訟法第185条 (略)
 - 2 前項に規定する嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において証拠調べをすることを相当と認めるときは、更に証拠調べの嘱託をすることができる。

(5) 証拠調べ（家事審判規則第7条第6項関係）

本文ア及びイは、民事訴訟法第202条等が定める尋問の順序に関する規定と同様の規律を置くか否かにつきなお検討する旨を注記したほかは、部会資料9から実質的な変更はない。

本文ウ及びエは、第11回部会での議論を踏まえて、家事事件手続においては真実擬制に関する規律が適用されないことから、これに代えて過料の制裁等を科する規律を整備するものとするを提案している。

本文オは、家事審判手続においては、本案についての審判で即時抗告ができるものについては確定しなければ効力が生じないこととし、手続的な裁判に対する即時抗告については執行停止の効力を有しないこととしているが、証拠調べにおける即時抗告については、民事訴訟法と同様に、執行停止の効力を有するものとするを提案している。

（参照条文）

- 家事審判規則第7条（略）
6 証拠調べについては、民事訴訟の例による。
第27条 家庭裁判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、家庭裁判所は、これを五万円以下の過料に処する。
- 非訟事件手続法第10条 民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中期日、期間、疎明ノ方法、人証及び鑑定ニ関スル規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス
- 民事訴訟法第19条 民事訴訟の訴訟手続においては、民事訴訟法第一百五十七条、第一百五十七条の二、第一百五十九条第一項、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条、第二百二十九条第四項及び第二百四十四条の規定並びに同法第七十九条の規定中裁判所において当事者が自白した事実に関する部分は、適用しない。
- 借地借家法第46条（略）
2 証拠調べについては、民事訴訟の例による。
- 労働審判法第17条（略）
2 証拠調べについては、民事訴訟の例による。
- 民事調停規則第12条（略）
5 証拠調べについては、民事訴訟の例による。
- 民事訴訟法第179条 裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない。
第180条 証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならない。
2 証拠の申出は、期日前においてもすることができる。
第181条 裁判所は、当事者が申し出た証拠が必要でないと認めるものは、取り調べることを要しない。
2 （略）
第182条 証人及び当事者本人の尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。
第183条 証拠調べは、当事者が期日に出席しない場合においても、することができる。
第187条 裁判所は、決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。
2 前項の規定による審尋は、相手方がある事件については、当事者双方が立

ち会うことができる審尋の期日においてしなければならない。

第188条 疎明は、即時に取り調べることができる証拠によってしなければならない。

第189条 この章の規定による過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従ってする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。

3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五百七条の規定は、過料の裁判の執行について準用する。

4 過料の裁判の執行があった後に当該裁判（以下この項において「原裁判」という。）に対して即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行があったものとみなす。この場合において、原裁判の執行によって得た金額が当該過料の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第202条 証人の尋問は、その尋問の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序とする。

2 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。

3 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

第206条 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百二条第三項の規定による異議についての裁判は、受託裁判所がする。

第207条 （略）

2 証人及び当事者本人の尋問を行うときは、まず証人の尋問をする。ただし、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、まず当事者本人の尋問をすることができる。

第208条 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

第210条 第百九十五条、第二百一条第二項、第二百二条から第二百四条まで及び第二百六条の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

第215条の2 （略）

2 前項の質問は、裁判長、その鑑定申出をした当事者、他の当事者の順序とする。

3 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。

4 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

第215条の4 受命裁判官又は受託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百十五條の二第四項の規定による異議についての裁判は、受託裁判所がする。

第224条 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。

3 前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

第229条 (略)

2 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条第一項及び第二項、第二百二十六条並びに第二百二十七条の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。

3 (略)

4 相手方が正当な理由なく前項の規定による決定に従わないときは、裁判所は、文書の成立の真否に関する挙証者の主張を真実と認めることができる。書体を変えて筆記したときも、同様とする。

5～6 (略)

第232条 第二百十九条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十六条及び第二百二十七条の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。

2～3 (略)

15 家庭裁判所調査官

家事審判規則第7条の4及び第7条の5の規律を維持するものとするを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第7条の4 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、審判又は調停の期日に家庭裁判所調査官を出席させることができる。

2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により出席した家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

第7条の5 家庭裁判所は、事件の処理に関し、事件の関係人の家庭その他の環境を調整するため必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができる。

2 第七条の二第二項の規定は、前項の措置について準用する。

第7条の2 (略)

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、前項に規定する事実の調査をさせることができる。

3～4 (略)

16 裁判所技官

家事審判規則第7条の7が準用する第7条の4の規律を維持するものとするを提案している。

(参照条文)

○ 家事審判規則第7条の7 第七条の四の規定は、医師たる裁判所技官に準用する。

第7条の4 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、審判又は調停の期日に家庭裁判所調査官を出席させることができる。

2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により出席した家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

17 子の意見表明

第13回部会においては、子が影響を受ける事件においては、子の年齢等

に応じて、子の意見表明権を確保し、その意思を考慮して審判等を行わなければならないことについては、特段の異論はなかった。そして、子の意見表明権を確保し、その意思を考慮するための具体的な方法として、一定の事件においては、15歳以上の子から陳述を聴取しなければならないものとし、15歳未満の子については、その子から直接事情を聴取する方法、家庭裁判所調査官が子の様子を観察する方法等、その子の年齢、発達程度等に配慮した適切な方法により子の意思を把握し、その意思を子の年齢等に応じて審判等において考慮すべきであるという点では、概ね意見の一致がみられた。

そこで、ここでは、まず、裁判所は、子が影響を受ける事件においては、子の年齢等に応じた適切な方法により子の意思を把握し、その年齢及び発達程度に応じて、その意思を考慮しなければならないものとし、その把握の方法について、必ず陳述聴取をしなければならないこととする事件は個別に手当てをする（具体的には15歳以上の子について必ずその陳述を聴かなければならない事件については、その旨を明記する）ことを提案している。

第2 家事審判に関する手続（通則）

1 通則

(1) 家事審判の対象となる事項（家事審判法第9条関係）

現行法（家事審判法第9条等）の規律を維持するものとすることを提案している。

（参照条文）

○ 家事審判法第9条 家庭裁判所は、次に掲げる事項について審判を行う。
（略）

2 家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に家庭裁判所の権限に属させた事項についても、審判を行う権限を有する。

(2) 参与員

ア 意見聴取等（家事審判法第3条第1項関係）

家事審判法第3条第1項の規律を維持するものとすることを提案している。第8回部会においては、規律の内容自体について特段の異論はなかった。

（参照条文）

○ 家事審判法第3条 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、

参与員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけで審判を行うことができる。
(略)

イ 参与員による説明の聴取等

(ア) 現在の家庭裁判所の実務では、参与員が社会の実情に通じた民間有識者としての意見を述べることにより迅速かつ適切な処理を期待できる事件については、積極的に参与員を関与させ、迅速かつ適切な処理をすべきであるとの考えを前提に、それほど紛争性がなく、専ら申立人から事情を聴取すれば適切に審判を行うことができる一定の甲類審判事件については、参与員が出頭した申立人から家事審判官から予め指示された事項について事情を聴取し、その結果と意見を家事審判官に報告して、家事審判官が審判を行っている。

第8回部会においては、現在の実務の取扱いは、事案を迅速かつ適切に処理するために生み出されたものであり、實際上、それによって、事案は迅速かつ適切に処理することができているとして、このような取扱いを積極的に評価する意見がある一方で、参与員による事実の調査を真正面から規定することは参与員の性格とは相容れないのではないかなどの意見が出された。

そこで、本文①では、紛争性が高くない甲類審判事件に限り、かつ、意見を述べる前提として提出資料の内容を明確化するために必要な限度で、参与員が提出資料についての説明を求めることができるものとするを提案している。

(イ) 本文②は、当事者等の手続保障の観点から、本文①により聴取した結果を書面で行わなければならないものとするを提案している。

ウ 参与員の人数等（家事審判規則第10条、第10条の2関係）

家事審判法第10条及び第10の2の規律を維持するものとするを提案している。第8回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第10条 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。
 - 2 参与員は、家庭裁判所が毎年前もって選任する者の中から、家庭裁判所が各事件についてこれを指定する。
 - 3 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。
- 第10条の2 参与員には、最高裁判所の定める旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(3) 中断

ここでは家事審判手続における迅速性・柔軟性を考慮し、そもそも当事者が関与せずとも行うことができる手続についてはこれを止める必要がないと考え、手続自体は中断させないことを提案している。そうすると、当事者が手続に関与する機会が奪われないかが問題となるが、当事者が関与する権利を有する手続及び当事者に対して行う行為については〔受継〕をするまでできないから、懸念される事態は生じないと考えられる。もっとも、第10回部会においては、手続を止めつつ一定の行為については行うことができるものとすべきであるとの意見も出された。

(4) 〔受継〕（家事審判規則第15条関係）

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

第10回部会においては、特段の異論はなかった。ただし、〔受継〕の申出を却下する裁判に対しては、参加の申出を却下した場合と同様、即時抗告をすることができるものとしている。

イ 法令により手続を続行する資格のある者はいないが、別に申立権者がある場合

第10回部会においては、特段の異論はなかった。なお、第10回部会における議論を踏まえて、ここでは、一月以内に受継の申出をしなければならないこととしている。

（参照条文）

- 家事審判規則第15条 申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によつて手続を続行することができない場合には、法令によりその申立をする資格のある者は、手続の受継を申し立てることができる。
2 家庭裁判所は、前項の場合において必要があると認めるときは、その申立をする資格のある者に手続を受継させることができる。
- 民事訴訟法第126条 訴訟手続の受継の申立ては、相手方もすることができる。
第127条 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、相手方に通知しなければならない。
第128条 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。
2 判決書又は第二百五十四条第二項（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。）の調書の送達後に中断した訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、その判決をした裁判所は、その申立てについて裁判をしなければならない。
第129条 当事者が訴訟手続の受継の申立てをしない場合においても、裁判所は、職権で、訴訟手続の続行を命ずることができる。

- 借地非訟事件手続規則第8条 当事者が死亡、破産手続開始の決定その他の理由によつて手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、手続の受継を申し立てることができる。
- 2 前項の場合には、裁判所は、手続を続行する資格のある者に手続を受継させることができる。

(5) 調書の作成等（家事審判規則第10条関係）

- ① 本文①は、第6回及び第11回部会での議論を踏まえて、本文による規律の対象を手続の期日とした上で、ただし書による例外の規律の対象を審問の期日とし、また、作成の対象となる調書等の具体的な内容を注記した。
- ② 本文②は、第6回及び第11回部会での議論を踏まえて、裁判所書記官は、事実の調査については、その要旨を記録上明らかにしておくものとするを提案している。

（参照条文）

- 家事審判規則第10条 裁判所書記官は、家庭裁判所の手続について、調書を作らなければならない。ただし、裁判長（調停事件においては家事審判官）においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 非訟事件手続法第14条 証人又ハ鑑定人ノ訊問ニ付テハ調書ヲ作ラシメ其他ノ審問ニ付テハ必要ト認ムル場合ニ限り之ヲ作ラシムヘシ
- 借地非訟事件手続規則第14条 裁判所書記官は、審問、証拠調べ及び和解については、調書を作り、事実の探知については、その要旨を記録上明らかにしておかなければならない。
- 労働審判規則第25条 裁判所書記官は、労働審判手続の期日について、その経過の要領を記録上明らかにしなければならない。
- 2 裁判所書記官は、労働審判官が命じた場合には、労働審判手続の調書を作成しなければならない。
- 3 （略）

(6) 記録の閲覧等（新設）

ア 記録の閲覧等の要件

記録の閲覧等の要件について提案しており、部会資料9から実質的な変更はない。

なお、第11回部会において、本文③のただし書の「その他相当でない」と認められるとき」という規律について、調停をすることができる事項についての家事審判事件では除外すべきであるとの意見が出されたが、他方で、多種多様な事件類型や当事者として関与する者の広範性、規律を分けることによる複雑化といった観点等から、除外することは相当ではないとの意見も出された。例外要件については、人事訴訟においては公開原則の下での例外であり、対象事件も限定されてい

るから、厳格であるのが相当であるとしても、家事審判事件の対象は、多種多様であり、裁判資料も事件ごとに個別性が強いことから、開示の必要性和資料の秘密性を比較考量して判断する余地をある程度認めるのが相当であると考えられる。そこで、「その他相当でない認められるとき」を維持することを提案している。なお、「その他相当でない認めるとき」に当たる具体例としては、例えば、夫婦の同居協力義務の履行を求める審判において、当事者の一方に病身の親族がおり、審理の経過や内容に照らしても、その親族の氏名や具体的な病名までは開示する必要がないと認められる場合が考えられる。

イ 即時抗告

裁判所が当事者からの記録の閲覧等又は複製の許可の申立てを却下した場合の規律について、甲案は、当事者の即時抗告権、裁判所の簡易却下制度及び当該簡易却下に対する当事者の即時抗告権を、乙案は、当事者の即時抗告権及び裁判所の簡易却下制度を、丙案は、当事者は不服を申し立てることができないものとするを提案している。

(参照条文)

- 非訟事件手続法第154条〔公示催告事件〕 申立人及び権利の届出をした者又は権利を争う旨の申述をした者その他の利害関係人は、裁判所書記官に対し、公示催告事件又は除権決定の取消しの申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はこれらの事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。
- 借地借家法第53条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、第四十一条の事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は同条の事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。
- 労働審判法第26条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、労働審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は労働審判事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項並びに第九十二条の規定は、前項の記録について準用する。
- 家事審判規則第12条 家庭裁判所は、事件の関係人の申立により、これを相当であると認めるときは、記録の閲覧若しくは謄写を許可し、又は裁判所書記官をして記録の正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書を交付させることができる。
2 当事者又は事件本人が、審判書若しくは調停において成立した合意を記載し、若しくは第百三十八条若しくは第百三十八条の二の規定により事件が終了した旨を記載した調書の正本、謄本若しくは抄本又は事件に関する証明書

の交付を求めたときは、前項の規定にかかわらず、裁判所書記官が、これを交付することができる。

- 民事調停規則第23条 当事者又は利害関係人は、裁判所書記官に対し、記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書の交付を求めることができる。但し、閲覧又は謄写については、記録の保存又は裁判所の執務に差しつかえがあるときは、この限りでない。
 - 5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項の資料について準用する。
- 民事訴訟法第91条 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。
 - 2 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。
 - 3 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
 - 4 前項の規定は、訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。
 - 5 訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

(7) 検察官に対する通知（非訟事件手続法第16条関係）

非訟事件手続と同様の規律を提案している。第13回部会では、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 非訟事件手続法第16条 裁判所其他ノ官庁、検察官及ヒ公吏ハ其職務上検察官ノ請求ニ因リテ裁判ヲ為スヘキ場合カ生シタルコトヲ知りタルトキハ之ヲ管轄裁判所ニ対応スル検察庁ノ検察官ニ通知スヘシ

2 家庭裁判所の手続

(1) 合意管轄（新設）

甲案は、調停をすることができる事項についての家事審判事件において、当事者間において審理をすべき家庭裁判所について意見の一致があったとしても、その意見の一致は家庭裁判所が自庁処理や裁量移送を判断する際に考慮する一事情とすべきであることを理由に、合意管轄の規律は置かないものとするを提案しているのに対し、乙案は、調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、当事者が合意により合意管轄を定めることができるものとするを提案している。

第9回部会においては、両案について支持する意見がそれぞれ出された。

(参照条文)

- 民事訴訟法第11条 当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。
 - 2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない。
 - 3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。
- 第12条 被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。
- 人事訴訟法第6条 家庭裁判所は、人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合においても、当該人事訴訟に係る事件について家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第十八条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件がその家庭裁判所に係属していたときであって、調停の経過、当事者の意見その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、民事訴訟法第十六条第一項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該人事訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

(2) 家事審判事件の申立て

ア 申立ての方式（家事審判規則第2条関係）

民事訴訟法第133条と同様の規律を置くものとするを提案している。第10回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第2条 申立をするには、その趣旨及び事件の実情を明かにし、証拠書類がある場合には、同時に、その原本又は謄本を差し出さなければならない。
- 非訟事件手続法第8条 申立及び陳述ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得
 - 2 口頭ヲ以テ申立又ハ陳述ヲ為スニハ裁判所書記官ノ面前ニ於テ之ヲ為スベシ
 - 3 前項ノ場合ニ於テハ裁判所書記官調書ヲ作り之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得
- 第9条 申立ニハ左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ代理人之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得
 - 一 申立人ノ氏名、住所
 - 二 代理人ニ依リテ申立ヲ為ストキハ其氏名、住所
 - 三 申立ノ趣旨及ヒ其原因タル事実
 - 四 年月日
 - 五 裁判所ノ表示
- 2 証拠書類アルトキハ其原本又ハ謄本ヲ添付スヘシ
- 民事訴訟法第133条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。
 - 2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者及び法定代理人

二 請求の趣旨及び原因

イ 併合申立て（新設）

甲案は、申立人が数個ある裁判を求める事項を併せて申し立てることができるものとするを提案しているのに対し、乙案は、併合申立ての規律を置かないものとするを提案している。

第4回部会においては、申立てにおける当事者の便宜等を理由に甲案を支持する意見と、数個の事項を併せて申し立てることができるものの規律を設けなくとも複数の申立てを一つの申立書で行うことができ、必要があれば手続の併合を認めれば足りること等を理由に乙案を支持する意見が出された。

なお、第10回部会において、家事審判手続に関し仮に併合申立てを認めるとしても、主観的併合等について一定の制限を設けている民事訴訟法第38条を参考に制限を設ける必要があるとの意見があったので、この意見を踏まえ、甲案では、併合申立てについて制限を設けることとしている。

（参照条文）

- 民事訴訟法第38条 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、その数人は、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。訴訟の目的である権利又は義務が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づくときも、同様とする。
- 第136条 数個の請求は、同種の訴訟手続による場合に限り、一の訴えであることができる。

ウ 裁判長の申立書審査権（新設）

民事訴訟法第137条と同様の規律を置くものとするを提案している。なお、第16回部会において、手続費用の予納がない場合にも手続を終了させることができる旨の規律は必要であるとの意見が出されたことから、申立書の送付に要する費用についても規律することとしている（呼出費用の予納がない場合において、民事訴訟法第141条と同様の規律を置くものとするについても、さらに検討することを予定している。）。

また、第10回部会において、申立書の却下に対する即時抗告は認める必要があるのではないかとの意見があったことを踏まえて、本文③においてその旨規律することとしている。

(参照条文)

- 民事訴訟法第137条 訴状が第百三十三条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。
 - 2 前項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。
 - 3 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

エ 申立ての変更（新設）

民事訴訟法第143条を参考に、申立ての変更について規律を置くものとすることを提案している。第10回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第143条 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。
 - 2 請求の変更は、書面で行なければならない。
 - 3 前項の書面は、相手方に送達しなければならない。
 - 4 裁判所は、請求又は請求の原因の変更を不当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。
- 第144条 第三十条第三項の規定による原告となるべき者の選定があった場合には、その者は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者のために請求の追加をすることができる。
 - 2 第三十条第三項の規定による被告となるべき者の選定があった場合には、原告は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者に係る請求の追加をすることができる。
 - 3 前条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前二項の請求の追加について準用する。

(3) 裁判長の手続指揮権（新設）

民事訴訟法第148条及び第150条を参考に、期日における手続指揮権についての規律を提案している。第11回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第148条 口頭弁論は、裁判長が指揮する。
 - 2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁ずることができる。
- 第150条 当事者が、口頭弁論の指揮に関する裁判長の命令又は前条第一項若しくは第二項の規定による裁判長若しくは陪席裁判官の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(4) 受命裁判官（新設）

部会資料9においては、受命裁判官に審問を行わせることを提案し、第11回部会においては特段の異論はなかったが、ここでは、受命裁判官に審問に限らず期日における手続を行わせる（ただし、証人尋問等については別途定める規律（民事訴訟法第195条と同様の規律など）が優先することを前提としている。）ことを提案している。

(5) 電話会議システム等（新設）

部会資料9においては、民事訴訟法第170条等を参考に、審問を電話会議システム等で行うことができることを提案しており、第11回部会においては特段の異論はなかったが、ここでは、審問に限らず期日における手続を行うことができる（ただし、証人尋問等については別途定める規律（民事訴訟法第204条と同様の規律など）が優先することを前提としており、証人尋問等はテレビ会議システムでのみ行うことができることになる。）ことを提案している。

（参照条文）

○ 民事訴訟法第170条（略）

3 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。

第176条（略）

3 裁判長等は、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

4（略）

(6) 調停をすることができる事項についての家事審判事件の特則

ア 申立書の送付（新設）

第10回部会においては、紛争の迅速な解決等の観点から、相手方には申立書の写しを送付すべきであるとの意見と、申立書の記載内容如何によっては、これを直接送付することが相当ではない場合もあることから、申立書の写しの送付以外の方法をも含めた形で事件係属の通知を規律すべきであるとの意見が出されたが、第16回部会においては、例外を設けることを前提に、原則として申立書の写しを送付することとするにつき大方の意見の一致をみた。そこで、その旨の規律を

置くことを提案している。なお、例外の規律については、「手続の円滑な進行その他の事情」とするのは広範にすぎるとの意見があったことを踏まえ、修正している。

(参照条文)

- 民事訴訟法第138条 訴状は、被告に送達しなければならない。
2 前条の規定は、訴状の送達をすることができない場合（訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。

イ 必要的審尋（新設）

第11回部会においては、当事者が出頭しない意思を明確にしている場合のほか、すでに審理が尽くされている場合や迅速を要する場合等、期日を開く必要性に乏しくかえって当事者に不利益になる場合もあるから必ずしも開く必要はないとする意見と、当事者には一度は判断者に直接口頭で意見を述べる機会が与えられるべきであるから、原則として審問期日を開くべきであるとの意見（例外の規律を広げる意見を含む。）があった。

このような議論を踏まえ、甲案は、当事者の陳述を聴かなければならないが、審問によることを必要的とまではしないものとするを、乙案は、原則として一回は当事者を審問（口頭による陳述聴取）することとしつつ、これにより家事審判事件の申立ての目的を達することができない事情がある場合には、当事者からの陳述聴取をもって足りるとすることを提案している。

(参照条文)

- 借地借家法第45条 裁判所は、審問期日を開き、当事者の陳述を聴かなければならない。
2 (略)
- 民事訴訟法第87条 当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。
2 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。
3 前二項の規定は、特別の定めがある場合には、適用しない。

ウ 審問への立会（新設）

審問を行う場合には、原則として当事者に審問への立会権を認めることとしつつ、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、例外を認める方向で検討することを提案している。

(参照条文)

- 民事訴訟法第187条 裁判所は、決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。
 - 2 前項の規定による審尋は、相手方がある事件については、当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日においてしなければならない。
- 借地借家法第45条 裁判所は、審問期日を開き、当事者の陳述を聴かなければならない。
 - 2 当事者は、他の当事者の審問に立ち会うことができる。
- 人事訴訟法第33条 (略)
 - 4 裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 5 (略)

エ 事実の調査の告知 (新設)

事実の調査の告知について提案しているものであり、部会資料9から変更はない。なお、第11回及び第18回部会において、調停をすることができない事項についての家事審判事件においても、当事者に対する不意打ち防止という観点から何らかの手当てが必要なのではないかとの意見が出されたことから、この点につき更に検討することとしている。

(参照条文)

- 借地非訟事件手続規則第26条 裁判所は、事実の探知をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならない。
- 人事訴訟規則第24条 裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者に告知しなければならない。

オ 当事者照会制度

調停をすることができる事項についての家事審判事件において、当事者照会制度（民事訴訟法第163条参考）に関する規律を置くものとするかどうかについて、検討することを提案している。第11回部会においては、このような規律を置くべきであるとの意見が出されたが、他方で、家事事件手続においては、一般的な必要性の有無のほか、私生活の秘密や子の福祉への配慮が必要な場合があること、民事訴訟等と比較して弁護士が代理人に選任される件数が少ないことなどの事情も考慮する必要があると考えられる。

(参照条文)

- 民事訴訟法第163条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 具体的又は個別的でない照会
 - 二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
 - 三 既にした照会と重複する照会
 - 四 意見を求める照会
 - 五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
 - 六 第九十六条又は第九十七条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

カ 審理の終結（新設）

審理の終結の制度を導入することを提案しているものであり、部会資料9から変更はない。第11回部会において、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 非訟事件手続法第147条 裁判所は、権利の届出の終期の経過後においても、必要があると認めるときは、公示催告の申立てについての審理をすることができる。この場合において、裁判所は、審理を終結する日（以下この章において「審理終結日」という。）を定めなければならない。
 - 2 権利の届出の終期までに申立人が申立ての理由として主張した権利を争う旨の申述（以下この編において「権利を争う旨の申述」という。）があったときは、裁判所は、申立人及びその権利を争う旨の申述をした者の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。
- （略）
- 第153条 第一百五十条の規定による除権決定の取消しの申立てがあったときは、裁判所は、申立人及び相手方の双方が立ち会うことができる審問期日を指定するとともに、審理終結日を定めなければならない。
- （略）
- 借地借家法第47条 裁判所は、審理を終結するときは、審問期日においてその旨を宣言しなければならない。
- 労働審判法第19条 労働審判委員会は、審理を終結するときは、労働審判手続の期日においてその旨を宣言しなければならない。

キ 審判日（新設）

甲案は、民事訴訟法第251条と同様に事件の終結から原則として2か月以内に審判することとする規律を置くものとするを、乙案は、当事者に審判の予定時期を告知するものとするを提案している。

第11回部会においては、審判日を定めることはかえって審判までの期間を長期化させる懸念があり、終結から2か月以内に審判することにしておき、その間に事案に応じて適切な時期に審判をすることを可能にするのが相当であるとの意見や、当事者にとって審判が出る予定を知ることができることが重要であることから、それが終結後2か月

を超えたとしても審判日の告知が望ましいとの意見、審判日ではなく審判の予定時期を告知するものとするのが相当であるとの意見があった。これらの意見も踏まえ、乙案については、従前の「審判日」から「審判の予定時期」を告知するものとしている。

(参照条文)

- 民事訴訟法251条 判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から二月以内になければならない。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

2 (略)

(7) 裁判

ア 審判

(ア) 終局審判（新設）

本文①は、終局裁判について、民事訴訟法第243条第1項の規定を踏まえた規律を提案するものである。本文②及び③は、部会資料10から変更はなく、第12回部会においても異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第243条 裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をする。
 - 2 裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局判決をすることができる。
 - 3 前項の規定は、口頭弁論の併合を命じた数個の訴訟中その一が裁判をするのに熟した場合及び本訴又は反訴が裁判をするのに熟した場合について準用する。

(イ) 中間審判（新設）

第12回部会において、使われる場面は少ないとしても、国際裁判管轄等、特に適法要件に係る問題について争いがあるような場合にその点について中間審判をすることが考えられるとの意見が出されたことを踏まえて、中間審判の規律を置くことを提案している。

(参照条文)

- 民事訴訟法第245条 裁判所は、独立した攻撃又は防御の方法その他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間判決をすることができる。請求の原因及び数額について争いがある場合におけるその原因についても、同様とする。

(ウ) 自由心証主義（新設）

民事訴訟法第247条と同様の規律を置くものとすることを提案

しており、「審判手続の全趣旨」を「手続の全趣旨」と修正したほかは、部会資料9から変更はない。第11回部会においても、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第247条 裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。

(エ) 審判の告知（新設）

部会資料10から実質的な変更はなく、第12回部会においても特段の異論はなかった。

(オ) 審判の効力発生時期（家事審判法第13条関係）

部会資料10から実質的な変更はなく、第12回部会においても特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第13条 審判は、これを受ける者に告知することによってその効力を生ずる。但し、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければその効力を生じない。

(カ) 審判の方式（家事審判規則16条）

部会資料10から実質的な変更はない。なお、審判書に記載すべき事項については、後記（キ）に別途記載することとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第16条 審判をするには、特別の定のある場合を除いては、審判書を作り、主文及び理由の要旨を記載し、家事審判官が、これに署名押印しなければならない。但し、即時抗告をすることができない審判については、申立書又は調書に審判の主文を記載し、家事審判官がこれに署名押印して、審判書に代えることができる。
 - 2 合議体の家事審判官が審判書に署名押印することに支障があるときは、他の家事審判官が審判書にその事由を付記して署名押印しなければならない。
 - 3 前二項の署名押印は、記名押印をもつてこれに代えることができる。

(キ) 審判書（新設）

部会資料10から実質的な変更はなく、民事訴訟法第253条の規定を踏まえて、修正したものを提案している。

(参照条文)

- 民事訴訟法第122条 決定及び命令には、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。
- 第253条 判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 主文
 - 二 事実
 - 三 理由
 - 四 口頭弁論の終結の日
 - 五 当事者及び法定代理人
 - 六 裁判所
- 2 (略)

(ク) 終局審判の脱漏（新設）

終局審判の脱漏について、民事訴訟法第258条の規定を踏まえて提案するものである。部会資料10から実質的な変更はなく、第12回部会においても特段の異論はなかった。なお、②、③の亀甲括弧は、手続費用の負担の裁判（第1の12(2)）について、甲、乙両案があることを受けたものである。。

(参照条文)

- 民事訴訟法第258条 裁判所が請求の一部について裁判を脱漏したときは、訴訟は、その請求の部分については、なおその裁判所に係属する。
- 2 訴訟費用の負担の裁判を脱漏したときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟費用の負担について、決定で、裁判をする。この場合においては、第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。
- 3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 第二項の規定による訴訟費用の負担の裁判は、本案判決に対し適法な控訴があったときは、その効力を失う。この場合においては、控訴裁判所は、訴訟の総費用について、その負担の裁判をする。

(ケ) 更正裁判（新設）

本文①、②及び④については、部会資料10から実質的な変更はなく、第12回部会においても特段の異論はなかった。

本文③は、民事訴訟において、一般的に、更正決定の申立てについて、不適法を理由に却下した裁判所に対しては、通常抗告をすることができることと解されていることを踏まえ、家事事件手続については、通常抗告による不服申立てを廃止することにしたので、不適法を理由に更正決定の申立てを却下した裁判所に対しては、即時抗告をすることができるものとするを提案している。

(参照条文)

- 民事訴訟法第257条 判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

(コ) 法令違反を理由とする変更の審判（新設）

部会資料10にはないが、民事訴訟法第256条の規定を踏まえて、家事事件手続においても、審判に法令の違反があることを発見したときは、変更の審判をすることができるものとするを提案している。

(参照条文)

- 民事訴訟法第256条 裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、その言渡し後一週間以内に限り、変更の判決をすることができる。ただし、判決が確定したとき、又は判決を変更するため事件につき更に弁論をする必要があるときは、この限りでない。
 - 2 変更の判決は、口頭弁論を経ないでする。
 - 3 前項の判決の言渡り期日の呼出しにおいては、公示送達による場合を除き、送達をすべき場所にあてて呼出状を發した時に、送達があったものとみなす。

(サ) 終局審判の効力（家事審判法第15条関係）

部会資料10から変更はなく、第12回部会においても、迅速な執行が求められる家事審判事件の性質上、現行法における一般的解釈や実務と異なり、執行文の付与を求めるまでの必要はないとの意見で概ね一致した。

(参照条文)

- 家事審判法第15条 金銭の支払、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は、執行力ある債務名義と同一の効力を有する。

(シ) 戸籍の記載等の嘱託（家事審判法第15条の2及び3関係）

部会資料10から変更はなく、第12回部会においても特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の2 第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判（戸籍の記載又は後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所の定めるものに限る。以下この条において同じ。）が効力を生じた場合又は次条第一項の規定による審判（同条第五項の裁判を含む。）が効力を生じ、若しくは効力を失つた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所の定めるところにより、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者又は登記所に対し、戸籍の記載又は後見登記等に関する法律に定める登記を嘱託しなければならない。
第15条の3 第九条の審判の申立てがあつた場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任

その他の必要な保全処分を命ずることができる。

(略)

- 家事審判規則第21条の2 法第十五条の二の最高裁判所の定める法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判で戸籍の記載の嘱託を要するものは、次に掲げる審判とする。
 - 一 親権又は管理権の喪失を宣告する審判（他の一方がその権利を行うこととなる場合における父母の一方に対する審判を除く。）
 - 二 未成年後見人又は未成年後見監督人の辞任を許可する審判
 - 三 未成年後見人又は未成年後見監督人を解任する審判
 - 2 法第十五条の二の最高裁判所の定める法第十五条の三第一項の規定による審判（同条第五項の裁判を含む。）で戸籍の記載の嘱託を要するものは、第六十四条の五（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）又は第七十四条（第七十条、第七十二条、第八十六条及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により親権者、未成年後見人又は未成年後見監督人の職務の執行を停止する審判及びその職務代行者を選任し、又は改任する審判（これらの審判に代わる法第十五条の三第五項の裁判を含む。）とする。
 - 第21条の4 法第十五条の二の最高裁判所の定める法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判で後見登記法による登記の嘱託を要するものは、次に掲げる審判とする。
 - 一 法第九条第一項甲類第一号から第二号の三までに掲げる事項についての審判（民法（明治二十九年法律第八十九号）第十三条第三項及び第十七条第三項の規定による許可の審判を除く。）
 - 二 法第九条第一項甲類第十四号から第十六号までに掲げる事項についての審判（民法第八百四十条、第八百四十四条（同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）、第八百四十六条（同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）及び第八百四十九条の規定による未成年後見人及び未成年後見監督人の選任、辞任の許可及び解任の審判を除く。）
 - 三 法第九条第一項甲類第十八号に掲げる事項についての審判
 - 2 法第十五条の二の最高裁判所の定める法第十五条の三第一項の規定による審判（同条第五項の裁判を含む。）で後見登記法による登記の嘱託を要するものは、次に掲げる審判（これらの審判に代わる同項の裁判を含む。）とする。
 - 一 第二十三条第二項、第三十条第二項又は第三十条の八第二項の規定により財産の管理者の後見、保佐又は補助を受けるべきことを命ずる審判及びその財産の管理者を改任する審判
 - 二 第八十六条、第九十二条第二項及び第九十三条第三項において準用する第七十四条の規定により成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の職務の執行を停止する審判及びその職務代行者を選任し、又は改任する審判
 - 3 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判が効力を生じた場合において、任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第十条第三項の規定により終了する任意後見契約があるときは、裁判所書記官は、遅滞なく、登記所に対し、その任意後見契約が終了した旨の後見登記法による登記を嘱託しなければならない。
- 特別家事審判規則第3条の15 家事審判法第十五条の二の最高裁判所の定める同法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判で後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に定める登記（以下この条及び次条において「後見登記法による登記」という。）の嘱託を要するものは、次に掲げる審判とする。
 - 一 任意後見契約法第四条第一項、第四項及び第五項の規定により任意後見監督人を選任する審判

- 二 任意後見契約法第四条第二項の規定により後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を取り消す審判
- 三 任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百四十四条の規定により任意後見監督人の辞任を許可する審判
- 四 任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百四十六条の規定により任意後見監督人を解任する審判
- 五 任意後見契約法第七条第四項において準用する民法第八百五十九条の二第一項及び第二項の規定により数人の任意後見監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定める審判及びその取消しの審判
- 六 任意後見契約法第八条の規定により任意後見人を解任する審判
- 2 家事審判法第十五条の二の最高裁判所の定める同法第十五条の三第一項の規定による審判（同条第五項の裁判を含む。）で後見登記法による登記の嘱託を要するものは、次に掲げる審判（これらの審判に代わる同項の裁判を含む。）とする。
 - 一 第三条の九第三項において準用する家事審判規則第七十四条の規定により任意後見監督人の職務の執行を停止する審判及び任意後見監督人の職務代行者を選任し、又は改任する審判
 - 二 第三条の十において準用する家事審判規則第七十四条の規定により任意後見人の職務の執行を停止する審判
- 第17条の4 家事審判法第十五条の二の最高裁判所の定める同法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判で戸籍の記載の嘱託を要するものは、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判とする。

イ 審判以外の裁判

(ア) 審判の準用

審判以外の裁判について、民事訴訟法第122条を踏まえ、審判の規律を準用するものとすることを提案するものである。なお、審判以外の裁判で中間裁判をすることは考えにくく、民事訴訟法の決定においても裁判書によることと規定されていないことから、ア(イ)及び(カ)を除くこととしている。

(イ) 判事補の権限（家事審判法第5条関係）

現行家事審判法第5条第2項の規律を維持することを提案するものである。

(参照条文)

- 民事訴訟法第122条 決定及び命令には、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。
第123条 判決以外の裁判は、判事補が単独ですることができる。
- 家事審判法第5条 家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、合議体の構成員に命じて終局審判以外の審判を行わせることができる。
2 前項の規定により合議体の構成員が行うこととされる審判は、判事補が単独ですることができる。

(8) 裁判の取消し又は変更（非訟事件手続法第19条関係）

ア 審判の取消し又は変更

本文①は、部会資料10から変更はない。第12回部会において、不当の客観的な基準がない家事審判で時期のいかんを問わずその取消し又は変更が可能であるとするのは、弊害の方が大きいのではないかとの意見があったが、他方で、家事審判事件の公益的、後見的な性質に照らせば、現在存在する取消し又は変更の制度をなくすことには慎重であるべきであるとの意見もあった。これらを踏まえ、現行の取消し又は変更の制度を維持することを提案している。

本文②は、部会資料10から変更はなく、第12回部会においても特段の異論はなかった。

本文③は、部会資料10にはないが、当事者及び審判を受ける者は、原審判を取り消し又は変更することにより影響を受けるから、抗告審と同様に、取り消し又は変更する場合には、当事者及び審判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとするについて、検討することを提案している。

(参照条文)

- 家事審判法第7条 特別の定めがある場合を除いて、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条の規定は、この限りでない。
- 非訟事件手続法第19条 裁判所ハ裁判ヲ為シタル後其裁判ヲ不当ト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ変更スルコトヲ得
 - 2 申立ニ因リテノミ裁判ヲ為スヘキ場合ニ於テ申立ヲ却下シタル裁判ハ申立ニ因ルニ非サレハ之ヲ取消シ又ハ変更スルコトヲ得ス
 - 3 即時抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ル裁判ハ之ヲ取消シ又ハ変更スルコトヲ得ス

イ 審判以外の裁判の取消し又は変更

(ア)は、家事審判事件の手続の指揮に関する裁判の取消しについてのもの、部会資料10から変更はなく、第12回部会においても特段の異論はなかった。

(イ)は、審判以外の裁判の取消し又は変更に関する規律について、その必要性を含め、検討する趣旨で亀甲括弧に入れている。

(参照条文)

- 民事訴訟法第120条 訴訟の指揮に関する決定及び命令は、いつでも取り消すことができる。

(9) 取下げによる手続の終結

ア 取下げの要件

(ア) 終局審判前の申立ての取下げの要件

甲案は、申立人は任意に申立てを取り下げられるものとするを、乙案は、原則として任意に取り下げられるものとしつつ、調停をすることができる事項についての家事審判事件において、相手方が本案について陳述した後にあっては、相手方の同意を得なければ取下げの効力は生じないものとするを（民事訴訟法第261条第2項参照）を提案している。なお、第10回部会において、相手方の同意に関し、相手方が異議を述べなければ同意があったものとみなすものとする規律（民事訴訟法第261条第4項及び第5項参照）も置くべきであるとの意見が出されたことから、この点についても併せて検討することを注記している。

第10回部会においては、一律に相手方の同意を要するとすれば、具体的事案において相当ではない場合が生じ得るとして、申立ての任意の取下げを認めるべきであるとの意見が出されたが、他方で、遺産分割の申立て等、任意の取下げによりそれまでの家事審判手続を無に帰することが相当ではない場合もあること等から、取下げには一定の制限が必要であるとの意見も出された。

(イ) 終局審判後確定前の申立ての取下げの要件

甲案は、終局審判後は原則として申立てを取り下げることができないものとしつつ、調停をすることができる事項についての家事審判事件においては、相手方の同意があれば取り下げることができるものとするを、乙案は、事件の類型を問わず、裁判所の許可を得れば取り下げることができるものとするを提案している。

第10回部会においては、終局審判が無駄になることを防ぎつつ、調停をすることができる事項についての家事審判事件において、当事者の意思の尊重を図ることが可能であるとして、甲案を支持する意見が出された。他方で、甲案では、調停をすることができない事項についての家事審判事件について、申立てを取り下げることができなくなることから、この点を危惧する意見も出された。

（参照条文）

- 民事訴訟法第261条 訴えは、判決が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。
- 2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。ただし、本訴の取下げがあった場合における反訴の取下げについては、この限りでない。
- 3 訴えの取下げは、書面で行わなければならない。ただし、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）においては、口頭であることを妨げない。
- 4 第二項本文の場合において、訴えの取下げが書面でされたときはその書面を、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき（相手方がその期日に出頭したときを除く。）はその期日の調書の謄本を相手方に送達しなければならない。
- 5 訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは訴えの取下げがあった日から、相手方がその期日に出頭しなかったときは前項の謄本の送達があった日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

イ 取下げの方式

民事訴訟法第261条第3項を参考に、取下げの方式について提案している。第10回部会においては、特段の異論はなかった（ただし、部会資料9においては、口頭で行うことができる場合を審問期日に限定していたが、期日一般に広げている。）。

（参照条文）

- 民事訴訟法第261条 （略）
- 3 訴えの取下げは、書面で行わなければならない。ただし、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）においては、口頭であることを妨げない。
- （略）

ウ 取下げの効果

民事訴訟法第262条第1項と同様の規律を置くものとするを提案している。第10回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 民事訴訟法第262条 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。
- 2 （略）

3 不服申立て等（家事審判法第14条関係）

(1) 審判に対する不服申立て

ア 不服申立ての対象

本文①は、現行家事審判法第14条と同様に、特別に定めがある場合に限り即時抗告のみをすることができるものとすることを提案している。部会資料10から変更はなく、第12回部会においても特段の異論はなかった。

本文②は、手続費用の負担の裁判に対する不服申立てについて、現行の規律（非訟事件手続法第30条）を維持し、独立して不服を申し立てることができないものとすることを提案している。部会資料10から変更はなく、第13回部会においても特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第7条 特別の定めがある場合を除いて、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条の規定は、この限りでない。第14条 審判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、即時抗告のみをすることができる。その期間は、これを二週間とする。
- 非訟事件手続法第30条 費用ノ裁判ニ対シテハ其負担ヲ命セラレタル者ニ限り不服ヲ申立ツルコトヲ得但独立シテ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
- 民事訴訟法第282条 訴訟費用の負担の裁判に対しては、独立して控訴をすることができない。

イ 抗告審の手続

抗告審の手続の規律が、原則として、即時抗告、再抗告、特別抗告、許可抗告に妥当することを前提としている。

次の(カ)、(キ)及び(チ)を除き、部会資料10から実質的な変更はなく、民事訴訟法の規定を踏まえて提案するものである。

(カ)のaは、調停をすることができない事項についての家事審判事件における抗告があったことの通知について提案するものである。第12回部会において、迅速性の要請と手続保障の調和の観点から原審の裁判が取り消され、利益が害されるときには通知をすることで足りるという意見と抗告裁判所が心証を抱く前の段階から主張、資料の提出をすることが手続保障に適うので、抗告がされた段階で通知をすべきであるとの意見があった。甲案は、前者の意見を踏まえて、原審の審判を取り消す場合には抗告があったことの通知をすることとするもの、乙案は、後者の意見を踏まえて、抗告があった場合には遅滞なく抗告があったことの通知をすることとするものである。なお、第12回部会では、抗告が不適法であるとして却下する場合には本案の判断についての手続保障を与える必要はないことから、迅速性等を考慮して、

抗告があったことの通知を不要とすることでよいとの意見があったことを踏まえ、乙案において、抗告が不適法である場合又は理由がないことが明らかである場合には抗告があったことの通知をしなくてもよいこととしている。また、第一審で手続に参加した者がいる場合には、当事者と同様、抗告審の手続に関与する機会を与えるべきであるので、甲案、乙案のいずれにおいても通知をすることとしている。(注)では、抗告があったことの通知の方法については、なお検討することとしている。

(カ) b は、調停をすることができる事項についての家事審判事件における抗告があったことの通知について提案するものである。第12回部会での意見を踏まえ、抗告が不適法である場合又は理由がないことが明らかである場合を除き、抗告状の写しを遅滞なく原審の当事者及び参加人に対して送付しなければならないものとするとともに、家事審判事件の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合には、抗告状の写しの送付に代えて抗告があったことの通知で足りるものとするを提案するものである。

(キ) a は、調停をすることができない事項についての家事審判事件に関する必要的審尋について提案するものである。部会資料10では、陳述聴取の対象を審判の申立人に限定していたが、原審の審判が取り消される場合には、第一審において当事者として参加した者や審判を受ける者についても意見陳述の機会を与える必要があると考えられることから、陳述聴取の対象を原審の当事者及び審判を受ける者に変更している。原審の審判を取り消す場合にのみ必要的審尋の規律を置くことについては、第12回部会においても特段の異論はなかった。

(キ) b は、調停をすることができる事項についての家事審判事件に関する必要的審尋について提案するものである。この点については、部会資料10では第一審と同様の規律とすることを提案しており、第12回部会においても、第一審と抗告審では、手続構造が同じであること等を理由に、これに賛成する意見があったが、他方で、婚姻費用分担や子の監護に関する事件など迅速性の要請が強い事件が多く、抗告棄却の場合には抗告の相手方の利益も考慮すべきであって、すべての事件について第一審の規律と同様にすることはこのような要請に反するという意見があった。甲案は、前者の意見を踏まえて、抗告が不適法である場合又は理由がないことが明らかである場合を除き、原審の当事者の陳述を聴かなければならないとすることを提案するものであ

り、乙案は、後者の意見を踏まえて、原審の審判を取り消す場合には原審の当事者の陳述を聴かなければならないとすることを提案するものである。また、(注)は、当事者の陳述を聴く手段を審問期日による陳述聴取に限定するか否かについて、なお検討することとしている。

(チ)は、原審の管轄違いを理由とする移送について提案するものである。家事審判事件は、合意管轄は許されないものの自庁処理は認められる緩やかな専属管轄であるが、第12回部会において、抗告審で第一審の自庁処理が適切でないと判断された場合には本来の管轄裁判所に移送すべきであるとの意見や、自庁処理に対する独立の不服申立方法が存在しないことを考慮すべきであるとの意見が出たことを踏まえ、抗告審において管轄違いを問題とする余地を残し、民事訴訟法第309条と同様の規定を置くことを提案するものである。なお、(注)は、管轄権を有しない裁判所が原審判をした場合に抗告裁判所が当該審判を必ず取り消さなければならないとする規律を置くか否かについては、家事審判事件の迅速性の要請等を踏まえて、なお検討するものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第18条 即時抗告については、その性質に反しない限り、審判に関する規定を準用する。
- 第19条 (略)
- 2 高等裁判所は、相当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、審判を取り消して、みずから事件につき審判に代わる裁判をすることができる。
- 家事審判法第7条 特別の定めがある場合を除いて、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条の規定は、この限りでない。
- 第13条 審判は、これを受ける者に告知することによつてその効力を生ずる。但し、即時抗告をすることのできる審判は、確定しなければその効力を生じない。
- 非訟事件手続法第23条 抗告裁判所ノ裁判ニハ理由ヲ附スルコトヲ要ス
- 第25条 抗告ニハ特ニ定メタルモノヲ除ク外民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中抗告ニ関スル規定ヲ準用ス
- 民事訴訟法第283条 終局判決前の裁判は、控訴裁判所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てることができない裁判及び抗告により不服を申し立てることができる裁判は、この限りでない。
- 第284条 控訴をする権利は、放棄することができる。
- 第286条 控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所に提出してしなければならない。
- 2 控訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者及び法定代理人
 - 二 第一審判決の表示及びその判決に対して控訴をする旨
- 第287条 控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、第一審裁判所は、決定で、控訴を却下しなければならない。
- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第288条 第三百三十七条の規定は、控訴状が第二百八十六条第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い控訴の提起の手数を納付しない場合について準用する。

第292条 控訴は、控訴審の終局判決があるまで、取り下げることができる。

2 第二百六十一条第三項、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、控訴の取下げについて準用する。

第298条 第一審においてした訴訟行為は、控訴審においてもその効力を有する。

2 第百六十七条の規定は、第一審において準備的口頭弁論を終了し、又は弁論準備手続を終結した事件につき控訴審で攻撃又は防御の方法を提出した当事者について、第百七十八条の規定は、第一審において書面による準備手続を終結した事件につき同条の陳述又は確認がされた場合において控訴審で攻撃又は防御の方法を提出した当事者について準用する。

第302条 控訴裁判所は、第一審判決を相当とするときは、控訴を棄却しなければならない。

2 第一審判決がその理由によれば不当である場合においても、他の理由により正当であるときは、控訴を棄却しなければならない。

第303条 控訴裁判所は、前条第一項の規定により控訴を棄却する場合において、控訴人が訴訟の完結を遅延させることのみを目的として控訴を提起したものと認めるときは、控訴人に対し、控訴の提起の手数料として納付すべき金額の十倍以下の金銭の納付を命ずることができる。

2 前項の規定による裁判は、判決の主文に掲げなければならない。

3 第一項の規定による裁判は、本案判決を変更する判決の言渡しにより、その効力を失う。

4 上告裁判所は、上告を棄却する場合においても、第一項の規定による裁判を変更することができる。

5 第百八十九条の規定は、第一項の規定による裁判について準用する。

第305条 控訴裁判所は、第一審判決を不当とするときは、これを取り消さなければならない。

第306条 第一審の判決の手続が法律に違反したときは、控訴裁判所は、第一審判決を取り消さなければならない。

第307条 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。

第308条 前条本文に規定する場合のほか、控訴裁判所が第一審判決を取り消す場合において、事件につき更に弁論をする必要があるときは、これを第一審裁判所に差し戻すことができる。

2 第一審裁判所における訴訟手続が法律に違反したことを理由として事件を差し戻したときは、その訴訟手続は、これによって取り消されたものとみなす。

第309条 控訴裁判所は、事件が管轄違いであることを理由として第一審判決を取り消すときは、判決で、事件を管轄裁判所に移送しなければならない。

第331条 抗告及び抗告裁判所の訴訟手続には、その性質に反しない限り、第一章の規定を準用する。ただし、前条の抗告及びこれに関する訴訟手続には、前章の規定中第二審又は第一審の終局判決に対する上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。

ウ 即時抗告

(ア)は、即時抗告の期間及びその始期についてそれぞれ提案するものである。これらの点について、部会資料10から実質的な変更はなく、

第12回部会においても結論に関して特段の異論はなかった。

(イ)は、原審である家庭裁判所による更正について提案するものである。調停をすることができる事項についての家事審判事件における家庭裁判所による更正の可否について、第12回部会においては、迅速処理の要請からも家庭裁判所が自ら誤りに気づいた場合にはそれを改める方途があった方がよいから、現在解釈上認められるとされる再度の考案の制度をなくす必要はないとの意見がある一方で、民事訴訟の判決のみならず、家事事件と同程度に迅速な裁判が要請される保全異議又は保全取消しの裁判（民事保全法第41条第2項参照）など、第1審手続で攻撃防御を尽くすことが予定されている事件では、控訴や抗告に再度の考案が認められていないこと、再度の考案の審理に審理終了後の資料も使えるとすれば審理終了制度を導入した意味が損なわれること等を理由に家庭裁判所による更正を認めるのは疑問であるとの意見があった。甲案は、前者の意見を踏まえ、調停をすることができる事項についての家事審判事件も含めて家庭裁判所による更正の制度を設けることを提案するものであり、乙案は、後者の意見を踏まえ、調停をすることができる事項についての家事審判事件については除外することを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判法第14条 審判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、即時抗告のみをすることができる。その期間は、これを二週間とする。
 - 民事訴訟法第333条 原裁判をした裁判所又は裁判長は、抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しなければならない。
 - 民事保全法第41条 (略)
 - 2 原裁判所は、保全抗告を受けた場合には、保全抗告の理由の有無につき判断しないで、事件を抗告裁判所に送付しなければならない。
- (略)

エ 特別抗告

特別抗告について、民事訴訟法の規定を踏まえて、提案するものである。なお、第12回部会においては、民事訴訟法の規律と同様の規律とすることについて、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第336条 地方裁判所及び簡易裁判所の決定及び命令で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の決定及び命令に対しては、その裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができる。
 - 2 前項の抗告は、裁判の告知を受けた日から五日の不変期間内にしなければならない。

ならない。

- 3 第一項の抗告及びこれに関する訴訟手続には、その性質に反しない限り、第三百二十七条第一項の上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定並びに第三百三十四条第二項の規定を準用する。

オ 許可抗告

許可抗告について、民事訴訟法の規定を踏まえて、提案するものである。第12回部会においては、民事訴訟法の規律と同様の規律とすることについて、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第318条 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。
 - 2 前項の申立て（以下「上告受理の申立て」という。）においては、第三百十二条第一項及び第二項に規定する事由を理由とすることができない。
 - 3 第一項の場合において、最高裁判所は、上告受理の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。
 - 4 第一項の決定があつた場合には、上告があつたものとみなす。この場合においては、第三百二十条の規定の適用については、上告受理の申立ての理由中前項の規定により排除されたもの以外のものを上告の理由とみなす。
 - 5 第三百十三條から第三百十五條まで及び第三百十六條第一項の規定は、上告受理の申立てについて準用する。
- 第337条 高等裁判所の決定及び命令（第三百三十條の抗告及び次項の申立てについての決定及び命令を除く。）に対しては、前条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その裁判が地方裁判所の裁判であるとした場合に抗告をすることができるものであるときに限る。
 - 2 前項の高等裁判所は、同項の裁判について、最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、決定で、抗告を許可しなければならない。
 - 3 前項の申立てにおいては、前条第一項に規定する事由を理由とすることはできない。
 - 4 第二項の規定による許可があつた場合には、第一項の抗告があつたものとみなす。
 - 5 最高裁判所は、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原裁判を破棄することができる。
 - 6 第三百十三條、第三百十五條及び前条第二項の規定は第二項の申立てについて、第三百十八條第三項の規定は第二項の規定による許可をする場合について、同条第四項後段及び前条第三項の規定は第二項の規定による許可があつた場合について準用する。

(2) 審判以外の裁判に対する不服申立て

ア 不服申立ての対象

不服申立ての対象について、部会資料10では、審判と審判以外の裁判とを明確に区別して提案していなかったが、民事訴訟法が判決に対する控訴と決定に対する抗告とを区別していることを踏まえ、審判と審判以外の裁判とで区別することとし、(ア)では、審判以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとしている。(イ)は、費用額の確定手続等、裁判所書記官による処分に対する不服申立てについて、民事訴訟法第121条の規定を踏まえ、異議の申立てに関する規律を提案するものである。本文②は、民事訴訟法では、異議の申立てに対する決定に対して不服申立てをすることができることから、同様に不服申立てをすることができるものとしている。(ウ)は、受命裁判官等の裁判に対する不服申立てについて、民事訴訟法第329条の規定を踏まえて提案するものである。部会資料10から実質的な変更はない。

(参照条文)

- 民事訴訟法第121条 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が、決定で、裁判をする。
- 第329条 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、受訴裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、その裁判が受訴裁判所の裁判であるとした場合に抗告をすることができるものであるときに限る。
- 2 抗告は、前項の申立てについての裁判に対してすることができる。
- 3 最高裁判所又は高等裁判所が受訴裁判所である場合における第一項の規定の適用については、同項ただし書中「受訴裁判所」とあるのは、「地方裁判所」とする。

イ 即時抗告期間

部会資料10から変更はなく、第12回部会においても特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第332条 即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

ウ 即時抗告に伴う執行停止

審判以外の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとするを提案するものである。部会資料10では、審判と審判以外の裁判とを明確に区別していなかったため、審判以外の裁判に対す

る即時抗告の執行停止効について明記していなかったが、審判と審判以外の裁判とを区別して規律するものとしたことに伴い、審判以外の裁判に対する即時抗告の執行停止効の有無を規律したものである。

エ 抗告審の手續，即時抗告，特別抗告及び許可抗告の規律の準用

審判と審判以外の裁判に対する不服申立てを区別したことに伴い、民事訴訟法第331条において抗告及び抗告裁判所の訴訟手續に控訴の規定が準用されていることを参考に、審判以外の裁判に対する不服申立てについて、審判の不服申立てに関する規律を準用するものとすることを提案するものである。

(参照条文)

- 民事訴訟法第331条 抗告及び抗告裁判所の訴訟手續には、その性質に反しない限り、第一章の規定を準用する。ただし、前条の抗告及びこれに関する訴訟手續には、前章の規定中第二審又は第一審の終局判決に対する上告及びその上告審の訴訟手續に関する規定を準用する。

4 再審

(1) 審判に対する再審（新設）

第12回部会において、家事審判手續に再審の規律を置くものとする事、その手續については民事訴訟法の規定に準ずる規律とすることについて、特段の異論はなかった。部会資料10から実質的な変更はなく、民事訴訟法の各規定を踏まえて提案している。なお、ク②において、再審開始の裁判により影響を受ける可能性のある再審開始の対象となる審判の当事者及び裁判を受ける者を審尋しなければならないものとしている。

(参照条文)

- 民事訴訟法第338条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときは、この限りでない。
 - 一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。
 - 二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。
 - 三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
 - 四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。
 - 五 刑事上罰すべき他人の行為により、自白をするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。

- 六 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。
- 七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと。
- 八 判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。
- 九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。
- 十 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。
- 2 前項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の訴えを提起することができる。
- 3 控訴審において事件につき本案判決をしたときは、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができない。
- 第339条 判決の基本となる裁判について前条第一項に規定する事由がある場合（同項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合にあっては、同条第二項に規定する場合に限る。）には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても、その事由を判決に対する再審の理由とすることができる。
- 第340条 再審の訴えは、不服の申立てに係る判決をした裁判所の管轄に専属する。
- 2 審級を異にする裁判所が同一の事件についてした判決に対する再審の訴えは、上級の裁判所が併せて管轄する。
- 第341条 再審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定を準用する。
- 第342条 再審の訴えは、当事者が判決の確定した後再審の事由を知った日から三十日の不変期間内に提起しなければならない。
- 2 判決が確定した日（再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあっては、その事由が発生した日）から五年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。
- 3 前二項の規定は、第三百三十八条第一項第三号に掲げる事由のうち代理権を欠いたこと及び同項第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えには、適用しない。
- 第343条 再審の訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 当事者及び法定代理人
 - 二 不服の申立てに係る判決の表示及びその判決に対して再審を求める旨
 - 三 不服の理由
- 第344条 再審の訴えを提起した当事者は、不服の理由を変更することができる。
- 第345条 裁判所は、再審の訴えが不適法である場合には、決定で、これを却下しなければならない。
- 2 裁判所は、再審の事由がない場合には、決定で、再審の請求を棄却しなければならない。
- 3 前項の決定が確定したときは、同一の事由を不服の理由として、更に再審の訴えを提起することができない。
- 第346条 裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の決定をしなければならない。
- 2 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。
- 第347条 第三百四十五条第一項及び第二項並びに前条第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 第348条 裁判所は、再審開始の決定が確定した場合には、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする。

- 2 裁判所は、前項の場合において、判決を正当とするときは、再審の請求を棄却しなければならない。
- 3 裁判所は、前項の場合を除き、判決を取り消した上、更に裁判をしなければならない。

(2) 審判以外の裁判に対する再審（新設）

審判と審判以外の裁判とを区別したことに伴い、審判以外の裁判に対する再審について提案するものである。この点について、民事訴訟法第349条が、判決以外の事件を完結する裁判に対して再審の救済方法を認める趣旨であるとされていることから、審判以外の事件を完結する裁判で確定したものに対して再審の申立てをすることができるものとするものを提案している。

（参照条文）

- 民事訴訟法第349条 即時抗告をもって不服を申し立てることができる決定又は命令で確定したものに対しては、再審の申立てをすることができる。
- 2 第三百三十八条から前条までの規定は、前項の申立てについて準用する。

第3 審判前の保全処分に関する手続（総則）

1 通則

(1) 担保（家事審判法第15条の3第7項関係）

（民事保全法第4条を準用する）家事審判法第15条の3第7項の規律を維持するものとするものを提案している。第13回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 家事審判法第15条の3 （略）
 - 7 民事保全法第四条、第十四条、第十五条及び第二十条から第二十四条までの規定は審判前の保全処分について、同法第三十三条及び第三十四条の規定は審判前の保全処分を取り消す審判について準用する。
- 民事保全法第4条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は担保を立てるべきことを命じた裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。
- 2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

(2) 記録の閲覧（新設）

保全事件における密行性を確保する観点から、民事保全法第5条を参

考に、裁判所が、密行性がないと判断し審判を受ける者に対して呼出しや書面照会等を送付するなど保全処分事件が係属したことを通知するまで又は保全処分の審判を告知するまでは、当事者から請求があっても、裁判所はその裁量により記録の閲覧を許可するかどうかを判断することができるものとすることを提案している。

第13回部会では、民事保全法第5条を参考として当事者の記録の閲覧等を制限することができるものとすることを検討すること自体に、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事保全法第5条 保全命令に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、債権者以外の者にとっては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

2 保全処分

(1) 管轄及び保全処分の要件（家事審判法第15条の3第1項及び第5項関係）

甲案は、本案事件が係属していることを保全処分の発令の要件とするものとすることを提案している。

乙案は、本案事件が係属していることを保全処分の発令の要件としないものとすることを提案している（仮に、乙案を採用する場合には、民事保全法第37条の起訴命令制度と同様の制度について手当てをする必要がある。）。

第12回部会では、本案係属前に保全処分をする必要性がある事件もあること、本案事件が係属していることを保全処分の発令の要件とする現行法の下では、本案事件について審判ができる状態になるまで、保全処分の発令がされない傾向を生ずること等を理由に、乙案を支持する意見が出された。他方で、多くの事件では、本案係属が要件となっており、民事保全法が例外であること、保全処分を発令すべきであるにもかかわらず本案事件について審判ができる状態になるまでその発令をしない傾向があるならば、それ自体を是正すべきであること等を理由に甲案を支持する意見が出された。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 第九条の審判の申立てがあった場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。
2～4 (略)
- 5 第九条に規定する審判事件が高等裁判所に係属する場合には、当該高等裁判所が、第三項の審判に代わる裁判を行う。
(略)

(2) 審理手続

ア 申立て（家事審判規則第15条の2 関係）

家事審判規則第15条の2の規律を維持するものとすることを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の2 審判前の保全処分の申立てをするときは、求める保全処分及び当該保全処分を求める事由を明らかにしなければならない。
(略)

イ 裁判資料の収集（家事審判法第15条の3，家事審判規則第15条の2 関係）

家事審判法第15条の3，家事審判規則第15条の2の規律を維持するものとすることを提案している。第12回部会においては、規律内容自体に特段の異論はなかった。

なお、家事審判規則第15条の2は、もともと、当事者に疎明義務を課し、裁判所は必要があると認めるときに補充的に職権探知義務を負わせているものと解されているが、ここでは、その点を明確に表現するため、部会資料10の表現を修正している。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 (略)
3 前二項の規定による審判は、疎明に基づいてする。
(略)
- 家事審判規則第7条 家庭裁判所は、職権で、事実の調査及び必要があると認める証拠調をしなければならない。
(略)
第15条の2 審判前の保全処分の申立てをするときは、求める保全処分及び当該保全処分を求める事由を明らかにしなければならない。
2 前項の申立てをした者は、第七条第一項の規定にかかわらず、保全処分を求める事由を疎明しなければならない。
3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができる。

ウ 審判

(ア) 裁判長の権限（家事審判法第15条の3第7項関係）

（民事保全法第15条を準用する）家事審判法第15条の3第7項の規律を維持するものとするを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 家事審判法第15条の3（略）
7 民事保全法第四条，第十四条，第十五条及び第二十条から第二十四条までの規定は審判前の保全処分について，同法第三十三条及び第三十四条の規定は審判前の保全処分を取り消す審判について準用する。
- 民事保全法第15条 保全命令は，急迫の事情があるときに限り，裁判長が発することができる。

(イ) 担保

（民事保全法第15条を準用する）家事審判法第15条の3第7項の規律を維持するものとするを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 家事審判法第15条の3（略）
7 民事保全法第四条，第十四条，第十五条及び第二十条から第二十四条までの規定は審判前の保全処分について，同法第三十三条及び第三十四条の規定は審判前の保全処分を取り消す審判について準用する。
- 民事保全法第14条 保全命令は，担保を立てさせて，若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として，又は担保を立てさせないで発することができる。
2 前項の担保を立てる場合において，遅滞なく第四条第一項の供託所に供託することが困難な事由があるときは，裁判所の許可を得て，債権者の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相当と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。

(ウ) 審判の効力及び執行（家事審判法第15条の3第4項関係）

家事審判法第15条の3第4項の規律を維持するものとするを提案している。

第12回部会においては、後見人等の職務執行停止及び職務代行者選任の保全事件について、現在法の下では、職務の執行停止を受けるべき者に対して審判を告知することが遅れ、問題が生じるおそれがあるとの指摘があり、その点を考慮して、効力発生時期を早めることも検討されたが、審判を受ける者に告知することなく効力を発生させることを一般化することには慎重であるべきであるとも考えられることから、その点は、個別的に再度検討するとして、ここで

は、家事審判法第15条の3第4項の規律を維持することとしている。

エ 仮差押命令及び仮処分命令の特則（家事審判法第15条の3第7項関係）

仮差押命令及び仮処分命令の特則を定める民事保全法第20条から第24条までを準用する家事審判法第15条の3第7項を維持するものとするを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 家事審判法第15条の3（略）
 - 7 民事保全法第四条，第十四条，第十五条及び第二十条から第二十四条までの規定は審判前の保全処分について，同法第三十三条及び第三十四条の規定は審判前の保全処分を取り消す審判について準用する。
- 民事保全法第20条 仮差押命令は，金銭の支払を目的とする債権について，強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき，又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。
 - 2 仮差押命令は，前項の債権が条件付又は期限付である場合においても，これを発することができる。
- 第21条 仮差押命令は，特定の物について発しなければならない。ただし，動産の仮差押命令は，目的物を特定しないで発することができる。
- 第22条 仮差押命令においては，仮差押えの執行の停止を得るため，又は既にした仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならない。
 - 2 前項の金銭の供託は，仮差押命令を発した裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。
- 第23条 係争物に関する仮処分命令は，その現状の変更により，債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき，又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。
 - 2 仮の地位を定める仮処分命令は，争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。
 - 3 第二十条第二項の規定は，仮処分命令について準用する。
 - 4 第二項の仮処分命令は，口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ，これを発することができない。ただし，その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは，この限りでない。
- 第24条 裁判所は，仮処分命令の申立ての目的を達するため，債務者に対し一定の行為を命じ，若しくは禁止し，若しくは給付を命じ，又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

(3) 即時抗告

ア 即時抗告の対象等(家事審判規則第15条の3第1項及び第2項関係)
家事審判規則第15条の3の規律を維持するものとするを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
 - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
 - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- 2 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。
(略)

イ 即時抗告に伴う執行停止（家事審判規則第15条の3第3項及び第4項関係）

家事審判規則第15条の3第2項及び第3項の規律を維持するものとするを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

なお、家事審判規則第15条の3第2項では、執行停止の要件を「原審判の執行により回復の困難な損害が生ずべきことについて疎明」としているが、他方で、民事保全法第27条第1項「保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明」としている。現在の家事審判規則の文言では、民事保全法より家事審判においては執行停止の要件が軽いとの印象を受けるが、民事保全に比して家事審判の執行停止の要件を緩和する合理的な理由があるとは思えないことから、「回復することができない損害を生ずるおそれ」と表現を修正をしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の2 (略)
 - 2 前項の申立てをした者は、第七条第一項の規定にかかわらず、保全処分を求める事由を疎明しなければならない。
 - 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができる。
- 第15条の3 (略)
 - 2 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。
 - 3 前項の規定により即時抗告が提起された場合において、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により回復の困難な損害が生ずべきことについて疎明があったときは、高等裁判所は、申立てにより、

即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として既にした執行処分の取消しを命ずることができる。事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、これらの処分を命ずることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は前項の疎明について、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四条の規定は前項の担保について準用する。

ウ 原状回復の裁判（家事審判規則第15条の5 関係）

即時抗告により保全処分を取り消す際の現状回復について、民事保全法第33条を準用する家事審判規則第15条の5の規律を維持するものとするを提案している。

（参照条文）

- 家事審判法規則第15条の5 民事保全法第三十三条の規定は、第十五条の第三第二項の規定による即時抗告に基づき審判前の保全処分を取り消す裁判について準用する。

3 保全処分の取消し

(1) 管轄及び保全処分の取消しの要件（家事審判法第15条の3 第2項，家事審判規則第15条の4 関係）

家事審判法第15条の3 第2項及び家事審判規則第15条の4の規律を維持するものとするを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 家事審判法第15条の3 （略）
 - 2 前項の規定による審判（以下「審判前の保全処分」という。）が確定した後、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。
 - 3, 4 （略）
 - 5 第九条に規定する審判事件が高等裁判所に係属する場合には、当該高等裁判所が、第三項の審判に代わる裁判を行う。
（略）
- 家事審判規則第15条の3 （略）
 - 2 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。
（略）
 - 第15条の4 審判前の保全処分を取り消す審判は、前条第二項に規定する者の申立てにより、又は職権で行う。
 - 2 （略）

(2) 審理手続

ア 申立て及び裁判資料の収集

家事審判法第15条の3並びに家事審判規則第15条の2及び第15条の4第2項の規律を維持するものとするを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 (略)
3 前二項の規定による審判は、疎明に基づいてする。
(略)
- 家事審判規則第7条 家庭裁判所は、職権で、事実の調査及び必要があると認める証拠調をしなければならない。
(略)
第15条の2 審判前の保全処分の申立てをするときは、求める保全処分及び当該保全処分を求める事由を明らかにしなければならない。
2 前項の申立てをした者は、第七条第一項の規定にかかわらず、保全処分を求める事由を疎明しなければならない。
3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができる。
第15条の3 (略)
2 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分(前項各号に規定する保全処分を除く。)に対し、即時抗告をすることができる。
(略)
第15条の4 (略)
2 第十五条の二の規定は前項の申立てについて、前条の規定は同項の規定による審判(法第十五条の三第七項において準用する民事保全法第三十三条の規定による審判を含む。)について準用する。この場合において、前条第一項中「審判前の保全処分の申立人」とあるのは「申立人」と、同条第二項中「本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者」とあるのは「審判前の保全処分の申立人」と読み替えるものとする。

イ 審判

(ア) 審判の効力及び執行(家事審判法第15条の3第4項及び第7項関係)

家事審判法第15条の3第4項及び第7項(民事保全法第34条)の規律を維持するものとするを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 (略)
4 前項の審判は、これを受ける者に告知することによってその効力を生ずる。
5, 6 (略)
7 民事保全法第四条, 第十四条, 第十五条及び第二十条から第二十四条までの規定は審判前の保全処分について, 同法第三十三条及び第三十四条の規定

は審判前の保全処分を取り消す審判について準用する。

- 民事保全法第34条 裁判所は、第三十二条第一項の規定により保全命令を取り消す決定において、その送達を受けた日から二週間を超えない範囲内で相当と認める一定の期間を経過しなければその決定の効力が生じない旨を宣言することができる。ただし、その決定に対して保全抗告をすることができないときは、この限りでない。

(イ) 原状回復の裁判（家事審判法第15条の3第7項関係）

民事保全法第33条を準用する家事審判法第15条の3第7項の規律を維持するものとするを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 (略)
 - 7 民事保全法第四条、第十四条、第十五条及び第二十条から第二十四条までの規定は審判前の保全処分について、同法第三十三条及び第三十四条の規定は審判前の保全処分を取り消す審判について準用する。
- 民事保全法第33条 仮処分命令に基づき、債権者が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、債務者の申立てにより、前条第一項の規定により仮処分命令を取り消す決定において、債権者に対し、債務者が引き渡し、若しくは明け渡した物の返還、債務者が支払った金銭の返還又は債権者が使用若しくは保管をしている物の返還を命ずることができる。

(3) 即時抗告

ア 即時抗告の対象（家事審判規則第15条の4第2項関係）

家事審判法第15条の3第1項及び第2項を準用する家事審判規則第15条の4第2項の規律を維持するものとするを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
 - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
 - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- 2 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。
 - (略)
 - 第15条の4 (略)
 - 2 第十五条の二の規定は前項の申立てについて、前条の規定は同項の規定に

よる審判（法第十五条の三第七項において準用する民事保全法第三十三条の規定による審判を含む。）について準用する。この場合において、前条第一項中「審判前の保全処分の申立人」とあるのは「申立人」と、同条第二項中「本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者」とあるのは「審判前の保全処分の申立人」と読み替えるものとする。

イ 即時抗告に伴う執行停止（家事審判規則第15条の4第2項関係）

家事審判法第15条の3第3項及び第4項を準用する家事審判規則第15条の4第2項の規律を維持するものとすることを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

○ 家事審判規則第15条の3（略）

3 前項の規定により即時抗告が提起された場合において、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により回復の困難な損害が生ずべきことについて疎明があったときは、高等裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として、若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは担保を立てることを条件として既にした執行処分の取消しを命ずることができる。事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、これらの処分を命ずることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は前項の疎明について、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四条の規定は前項の担保について準用する。

第15条の4（略）

2 第十五条の二の規定は前項の申立てについて、前条の規定は同項の規定による審判（法第十五条の三第七項において準用する民事保全法第三十三条の規定による審判を含む。）について準用する。この場合において、前条第一項中「審判前の保全処分の申立人」とあるのは「申立人」と、同条第二項中「本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者」とあるのは「審判前の保全処分の申立人」と読み替えるものとする。

ウ 原状回復の裁判（家事審判法第15条の3第7項）

民事保全法第33条を準用する家事審判法第15条の3第7項の規律を維持するものとすることを提案している。第12回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

○ 家事審判法第15条の3（略）

7 民事保全法第四条、第十四条、第十五条及び第二十条から第二十四条までの規定は審判前の保全処分について、同法第三十三条及び第三十四条の規定は審判前の保全処分を取り消す審判について準用する。

○ 民事保全法第33条 仮処分命令に基づき、債権者が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、債務者の申立てにより、前条第一項の規定により仮処分命令を取り消す決定において、債権者に対し、債務者が引き渡し、若しくは明け渡し

た物の返還、債務者が支払った金銭の返還又は債権者が使用若しくは保管を
している物の返還を命ずることができる。